

日立コミュニケーションテクノロジー 厚生年金基金規約

昭和49年12月1日制定

(平成16年5月1日現在)



目 次

第 1 章	総 則	1
第 2 章	代議員および代議員会	2
第 1 節	代議員	2
第 2 節	代議員会	4
第 3 章	役員および職員	6
第 4 章	加入員	9
第 5 章	標準給与および基準基本給	11
第 6 章	給 付	12
第 1 節	通 則	12
第 2 節	退職年金	15
第 3 節	減額退職年金	19
第 4 節	脱退一時金	22
第 5 節	遺族一時金	23
第 7 章	福祉施設	25
第 8 章	費用の負担	26
第 9 章	年金給付等積立金の管理および運用に関する 契約並びに業務の委託	28
第 10 章	財務および会計	31
第 11 章	解散および清算	33
第 12 章	雑 則	37
附 則		38
別 表		62

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この厚生年金基金（以下「基金」という。）は、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号。以下「法」という。）に基づき、この基金の加入員の老齢、退職または死亡について給付を行ない、もって加入員およびその遺族の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 この基金は、日立コミュニケーションテクノロジー厚生年金基金という。

(事 務 所)

第3条 この基金の事務所は、次の場所に置く。

福島県郡山市字船場向94番地

(設立事業所の名称および所在地)

第4条 この基金が設立されている適用事業所（以下「設立事業所」という。）の名称および所在地は、別表1のとおりとする。

(公告の方法)

第5条 この基金において公告しなければならない事項は、この基金の事務所の掲示板に文書をもって掲示する。

2 厚生年金基金令（昭和41年政令第324号。以下「基金令」という。）第3条、第4条、第41条の2、第42条、第43条及び第47条第2項に規定する事項は、前項の規定によるほか、官報に掲載する。

第2章 代議員及び代議員会

第1節 代議員

(定 数)

第6条 この基金の代議員会の代議員の定数は、14人とし、その半数は、加入員において互選し、他の半数は、設立事業所の事業主（以下「事業主」という。）において事業主（その代理人を含む。）および設立事業所に使用される者のうちから選定する。

(任 期)

第7条 代議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の任期は、互選または選定の日から起算する。ただし、互選または選定が代議員の任期満了前に行なわれたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

3 代議員の定数に異動を生じたため、あらたに選任された代議員の任期は、現に代議員である者の任期満了の日までとする。

(互選代議員の選挙の方法)

第8条 加入員の互選する代議員（以下「互選代議員」という。）の選任は、単記無記名投票による選挙により行なう。ただし、代議員候補者の数が選挙すべき代議員の定数をこえない場合は、この限りでない。

2 前項の投票は、加入員1人について1票とする。

(互選代議員の選挙)

第9条 互選代議員の選挙は、設立事業所を通じて1選挙区とする。

(総選挙)

第10条 互選代議員の任期満了による選挙は、互選代議員の任期が終る日の前30日以内に行なう。

ただし、特別の事情がある場合には、互選代議員の任期が終る日の後15日以内に行なうことができる。

(補欠選挙)

第11条 互選代議員に欠員を生じたときは、すみやかに補欠選挙を行なう。

(選挙の公示)

第12条 理事会は、総選挙または補欠選挙の期日を定め、理事長は、少なくとも選挙の期日前20日までにこれを公示しなければならない。

(当選人)

第13条 選挙の結果、最多数の投票を得た者をもって当選人とする。ただし、互選代議員の数を

もって有効投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票がなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第8条第1項ただし書きの規定により投票を行わない場合においては、その互選代議員候補者をもって当選人とする。

3 理事長は、当選人が決ったときは、当選人の氏名および所属する設立事業所の名称を公示しなければならない。

(互選代議員の選挙執行規程)

第14条 この規約に定めるもののほか、互選代議員の選挙に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(選定代議員の選定)

第15条 事業主が選定する代議員（以下「選定代議員」という。）は、互選代議員の総選挙の日に選定しなければならない。

2 選定代議員に欠員を生じたときは、事業主は、すみやかにその欠員を選定しなければならない。

3 事業主は、選定代議員を選定したときは、選定代議員の氏名および所属する設立事業所の名称を文書で理事長に通知しなければならない。

4 前項の通知があったときは、理事長は、直ちに通知のあった事項を公示しなければならない。

第2節 代議員会

(通常代議員会)

第16条 通常代議員会は、毎年2月中に招集するのを常例とする。

(臨時代議員会)

第17条 理事長は、代議員の定数の3分の1以上の者が会議に付議すべき事項および招集の理由を記載した書面を提出して代議員会の招集を請求したときは、その請求のあった日から20日以内に臨時代議員会を招集するものとする。

2 前項のほか、理事長は、必要があるときは、いつでも臨時代議員会を招集することができる。

(代議員会の招集手続)

第18条 理事長は、代議員会を招集しようとするときは、急施を要する場合を除き、開会の日の前5日までに到達するように、代議員に対して会議に付議すべき事項、日時および場所を示した招集状を送付するほか、この基金の事務所の掲示板にこれらの事項を掲示しなければならない。

(定足数)

第19条 代議員会は、代議員の定数（基金令第11条の規定により議決権を行使することができない代議員の数を除く。）の半数以上が出席しなければ、議事を開き議決をすることができない。

(代議員の代理)

第20条 代議員は、病気その他やむをえない理由により代議員会に出席することができないときは互選代議員にあってはその代議員会に出席する他の互選代議員を、選定代議員にあってはその代議員会に出席する他の選定代議員を代理人として、議決権または選挙権を行使することができる。

2 前項の規定による代理人は、1人で5人以上の代議員を代理することができない。

3 代理人となった代議員は、その代理権を証する書面を代議員会に提出しなければならない。

(代議員会の傍聴)

第21条 加入員は、代議員会の会議を傍聴することができる。ただし、代議員会において傍聴を禁止する決議があったときは、この限りでない。

(代議員会の議事)

第22条 代議員会の議事は、法令およびこの規約に別段の定めがある場合を除き、出席した代議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

2 規約の変更（基金令第2条各号に掲げる事項にかかわるものを除く。）の議事は、代議員定数の3分の2以上の多数で決する。

3 代議員会では、第18条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、出席した代議員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。

(代議員会の議決事項)

第 23 条 次の各号に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の変更
- (2) 役員の解任
- (3) 毎事業年度の予算及び事業計画
- (4) 毎事業年度の決算及び業務報告
- (5) 借入金
- (6) その他重要な事項

(代議員会の会議規則)

第 24 条 代議員会は、会議規則を設けなければならない。

(会議録)

第 25 条 代議員会の会議については、会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所
 - (2) 代議員の定数
 - (3) 出席した代議員の氏名及び第 20 条の規定により代理された代議員の氏名
 - (4) 議事の経過の要領
 - (5) 議決した事項及び可否の数
 - (6) その他必要な事項
- 2 会議録には、議長及び代議員会において定めた 2 人以上の代議員が署名しなければならない。
- 3 この基金は、会議録をこの基金の事務所に備えつけて置かなければならない。
- 4 加入員及び加入員であった者は、この基金に対し、会議録の閲覧を請求することができる。
この場合においては、この基金は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならい。

第3章 役員および職員

(役員)

第26条 この基金に、役員として理事および監事を置く。

(役員の定数及び選任)

第27条 理事の定数は6人とし、その半数は、互選代議員において、他の半数は、選定代議員においてそれぞれ互選する。

2 理事のうち1人を理事長とし、選定代議員である理事のうちから、理事が選挙する。

3 理事のうち1人を常務理事とし、理事会の同意を得て理事長が指名する

4 理事のうち1人を年金たる給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金（以下「年金給付等積立金」という。）の管理及び運用に関する基金の業務を執行する理事（以下「運用執行理事」という。）とし、理事会の同意を得て理事長が指名する。

5 監事は代議員会において、互選代議員及び選定代議員のうちから、それぞれ1人を選挙する。

(役員の任期)

第28条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の任期は、選任の日から起算する。ただし、選任が役員の任期満了前に行なわれたとは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

3 役員は、第1項の規定にかかわらず、任期満了後であっても、後任者が就任するまで、その職務を行なう。

(役員の解任)

第28条の2 役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、代議員会において3分の2以上の議決に基づき解任することができる。ただし、その役員に対し、代議員会の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(3) 理事にあつては、第34条の3の規定に違反したとき。

(役員の選挙)

第29条 理事、監事および理事長は、単記無記名投票により、選挙する。ただし、候補者の数が、それぞれ選挙すべき役員の定数をこえない場合は、この限りでない。

2 前項の投票は、選挙人1人について1票とする。

3 選挙の結果、最多数の投票を得た者をもって当選人とする。

4 前各項に定めるもののほか、理事、監事および理事長の選挙に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(理事会の構成)

第30条 この基金に理事会を置き、理事をもって構成する。

(理事会の招集)

第31条 理事長は、必要に応じ理事会を招集し、理事長がその議長となる。

- 2 理事長は、理事会を招集しようとするときは、急施を要する場合を除き、その開会の日の前5日までに到達するように理事に対して会議の目的である事項ならびに開会の日時および場所を示し、文書で通知しなければならない。

(理事会の決定事項)

第32条 次の各号に掲げる事項は、理事会において決定する。

- (1) 代議員会の招集および代議員会に提出する議案
- (2) 常務理事及び運用執行理事選任及び解任
- (3) 事業運営の具体的方針
- (4) 法第118条第2項の規定による理事長の専決処分
- (5) その他業務執行に関する事項で理事会において必要と認めたもの

(理事会の議事)

第33条 理事会は、理事の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

- 2 理事会の議事は、出席理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知を受けた会議の目的である事項について、賛否の意見を明らかにした書面により、理事会に加わることができる。

(理事会の会議録)

第33条の2 理事会の会議録については、第25条第1項及び第2項の規定を準用する。

(役員の職務)

第34条 理事長は、この基金を代表し、その業務を総理するとともに、理事会において決定する事項以外の事項について決定を行う。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、選定代議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

- 2 理事長は、別に定めるところにより、前項に規定する業務の一部を常務理事に委任することができる。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、業務を処理するほか、前項により理事長から委任を受けた業務を行う。
- 4 運用執行理事は、理事長を補佐し、年金給付等積立金の管理及び運用に関する基金の業務を執行する。
- 5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は代議員会に意見を

提出することができる。

6 監事は、この基金の業務を監査するほか、法第120条の4の規定により理事長が代表権を有しない事項について、共同してこの基金を代表する。

7 監事が行う監査に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(理事の義務及び損害賠償責任)

第34条の2 理事は、年金給付等積立金の管理及び運用に関する基金の業務について、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣、地方厚生局長及び地方厚生支局長の処分、規約並びに代議員会の議決を遵守し、基金のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 理事は、年金給付等積立金の管理及び運用に関する基金の業務についてその任務を怠ったときは、基金に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

(理事の禁止行為)

第34条の3 理事は、自己又はこの基金以外の第三者の利益を図る目的をもって、年金給付等積立金の管理及び運用の適正を害するものとして厚生年金基金規則（昭和41年厚生省令第34号。以下「基金規則」という。）第64条の2に規定する行為をしてはならない。

(職員)

第35条 この基金に必要な職員を置き、理事長がこれを任免する。

2 前項に定めるもののほか、職員に関して必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第4章 加入員

(加入員の範囲)

第36条 この基金の加入員は、設立事業所に使用される厚生年金保険の被保険者とする。

ただし、法第126条、第127条又は法附則第4条の4第2項の規定によりこの基金の加入員とならなかった被保険者を除く。

(加算適用加入員)

第37条 加入員のうち株式会社日立コミュニケーションテクノロジー、及びテレコム機器株式会社（以下「会社」という。）の社員（会社の社員就業規則第2条に規定する社員をいう。以下同じ。ただし、本条において、定年（社員就業規則（準則）第60条に規定する定年をいう。以下同じ。）を超えている者を除く。）である加入員であって、次の各号の一に該当する者を加算適用加入員という。

- (1) 25歳未満で社員となった者については25歳に達した日の属する月以後最初に到来する10月以降の加入員
- (2) 25歳以上で社員となった者については社員となった日の属する月以後最初に到来する10月以降の加入員

2 前項の規定にかかわらず、25歳以後最初に到来する10月を経過した者で、別に定める会社から転入により会社の社員となり、この基金の加入員の資格を取得した者については、その者が、加入員の資格を取得した月以降加算適用加入員という。

(加入員資格取得の時期)

第38条 加入員は、次の各号のいずれかに該当するに至った日に加入員の資格を取得する。

- (1) この基金の設立事業所に使用されるに至ったとき。
- (2) その使用される事業所が、設立事業所となったとき。
- (3) この基金の設立事業所に使用される者が、法第12条の規定に該当しなくなったとき。
- (4) 設立事業所に使用される者が、法附則第4条の4第3項の規定に該当するに至ったとき。

(加入員資格喪失の時期)

第39条 加入員は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日（その事実があった日に更に前条各号のいずれかに該当するに至ったとき、第5号に該当するに至ったとき、又は第6号の事実があった日に更に前条第4号に該当するに至ったときは、その日）に加入員の資格を喪失する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) その設立事業所に使用されなくなったとき。
- (3) その使用される事業所が、設立事業所でなくなったとき。
- (4) 法第12条の規定に該当するに至ったとき。
- (5) 70歳に達したとき。

(6) 法附則第4条の3第7項ただし書に規定する事業主の同意が撤回されたとき。

(加入員資格取得喪に関する特例)

第40条 加入員の資格を取得した月にその資格を喪失した者は、その資格を取得した日にさかのぼって加入員でなかったものとみなす。

(加入員期間)

第41条 加入員期間を計算する場合には月によるものとし、加入員の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。

2 加入員の資格を喪失した後、さらにその資格を取得した者については、前後の加入員期間を合算する。

(加算適用期間)

第42条 加算適用期間を計算する場合には月によるものとし、加算適用加入員となった月から加算適用加入員でなくなった日の属する月の前月までをこれに算入する。

第5章 標準給与および年金算定基礎

(基準給与の基礎となる給与の範囲)

第43条 標準給与の基礎となる給与の範囲は、法第3条第1項第3号に規定する報酬の範囲とする。

2 設立事業所以外の適用事業所に同時に使用される加入員のその事業所で受ける給与の月額を、前項の給与月額に算入する場合における給与の範囲についても、前項の規定を準用する。

(標準給与)

第44条 標準給与は、加入員の給与の月額に基づき、法第20条に規定する標準報酬の例により定める。

2 給与の月額の算定方法ならびに標準給与の決定および改定については、法第21条から第25条までの規定の例による。

(年金算定基礎)

第45条 年金たる給付（以下「年金給付」という。）及び一時金たる給付（以下「一時金給付」という。）の額並びに掛金の額の算定にあたっては、標準給与のほか、年金算定基礎をその計算の基礎として用いるものとする。

2 年金算定基礎は、加算適用加入員の毎年8月1日現在における会社の社員退職金・年金算定基礎等取扱規則第14条に規定する年金算定基礎とする。

3 前項により決定された年金算定基礎は、その年の10月から翌年の9月までの各月の年金算定基礎とする。

4 前項の規定にかかわらず、あらたに加算適用加入員となった者にかかわる年金算定基礎は、加算適用加入員となった日現在の年金算定基礎の月額を、その月からその年の9月（8月2から12月31日までの間に加算適用加入員となった者については翌年の9月）までの各月の年金算定基礎とする。

5 前3項の規定にかかわらず、年金給付及び一時金給付（以下「給付」という。）の額を算定する場合の基準基本給（以下「退職時年金算定基礎」という。）は、次の各号に定めるところによる。

(1) 加算適用加入員が、退職若しくは解雇（会社の社員就業規則（細則）<区分B>第56条（第4号を除く。）第57条及び第58条に規定する退職若しくは解雇をいう。以下「退職」という。）又は死亡により加入員の資格を喪失した者については喪失した日の前日の会社の社員退職金・年金算定基礎等取扱規則第14条に規定する年金算定基礎

(2) 定年を超えて退職により加入員の資格を喪失した者については定年に到達した日の会社の社員退職金・年金算定基礎等取扱規則第14条に規定する年金算定基礎

第6章 給 付

第1節 通則

(給付の種類)

第46条 この基金が支給する給付は、次のとおりとする。

- (1) 退職年金
 - (2) 減額退職年金
 - (3) 脱退一時金
 - (4) 遺族一時金
- (裁 定)

第47条 給付を受ける権利は、その権利を有する者（以下「受給権者」という）の請求に基づいて、基金が裁定する。

(基本退職年金額及び加算退職年金額)

第48条 基本退職年金額は、加入員であった全期間の平均標準給与の月額（加入員期間の計算の基礎となる各月の標準給与の月額を平均した額をいう。以下同じ。）の1,000分の7.225（別表12の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。）に相当する額に、加入員期間の月数を乗じて得た額から、法附則第30条第1項の認可を受けた日以降の加入員であった期間の平均標準給与の月額の1,000分の7.125（別表12の2の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。）に相当する額に、法附則第30条第1項の認可を受けた日以降の加入員であった期間の月数を乗じて得た額を控除して得た額とする。

2 加算退職年金額は、次の各号に定める額とする。

(1) 加算適用期間15年以上かつ定年退職、定年を越えて退職、定年扱退職（会社の社員退職金規則第5条及び第7条に規定する退職又は解雇をいう。

ただし、死亡の場合を除く。以下同じ）又はやむを得ない事由退職（会社の社員退職金規則第4条第2号ないし第6号に規定する退職又は解雇をいう。以下同じ）により加入員の資格を喪失した者については、退職時年金算定基礎に、加算適用期間に応じ別表2に定める率を乗じて得た額。

(2) 加算適用期間15年以上かつ50歳未満で自己都合退職（会社の社員退職金規則第6条に規定する退職をいう。以下同じ）又は加算適用期間15年未満の退職により、加入員の資格を喪失した者については、退職時年金算定基礎に、次の（イ）及び（ロ）に定める別表に掲げる率を乗じて得た額に、加入員の資格を喪失した日の前日の年齢に応じ別表4に定める率を乗じて得た額。

(イ) 加算適用期間10年以上の者（懲戒解雇（会社の社員退職金規則第10条に規定する解雇をいう。以下同じ。）された者を除く。）については別表3

(n) 加算適用期間10年未満の者（懲戒解雇された者を除く。）については別表6

第49条 給付を受ける権利を裁定する場合において、給付の額の端数処理は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 年金給付の額については100円未満切り上げ
- (2) 一時金給付の額については100円未満四捨五入

2 給付の額を計算する過程において、1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。ただし、前条第1項に規定する基本退職年金額を計算する過程において、法附則第30条第1項の認可を受けた日以降の加入員であった期間の平均標準給与の月額1,000分の7.125(別表12の2の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。)に相当する額に、法附則第30条第1項の認可を受けた日以降の加入員であった期間の月数を乗じて得た額に50銭未満の端数が生じたときは、これを切捨て50銭以上1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切上げるものとする。

(未支給の給付)

第50条 受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき未支給の給付があるときの取扱いについては、法第136条において準用する法第37条の規定による。

(生存に関する届書の提出)

第50条の2 退職年金の受給権者は、生存に関する届書を給付規程の定める日までに基金に提出しなければならない。

ただし、年金給付の全額につき支給を停止されているときは、この限りでない。

(支給期間及び支払期月)

第51条 年金の支給は、これを支給すべき事由の生じた月の翌月からはじめ、権利が消滅した月で終るものとする。

2 年金は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月からその事由が消滅した月までの間は、支給しない。ただし、第57条第3項及び第7項・第66条第3項及び第7項の規定によりその全部又は一部の支給を停止する場合においては、同項の規定に該当するに至った月から該当しなくなった月の前月までの間は、当該年金額の全部又は一部は、支給しない。

3 年金は、次の表に掲げる区分にしたがい、同表に定める支払期月に、それぞれの前月分までを支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった年金または権利が消滅した場合もしくは年金の支給を停止した場合におけるその期の年金は、支払期月でない月であっても、支払うものとする。

金 額	9 万円以上	6 万円以上 9 万円未満	3 万円以上 6 万円未満	3 万円未満
支 払 期 月	2 月 ・ 4 月 ・ 6 月 8 月 ・ 10 月 ・ 12 月	2 月 ・ 6 月 ・ 10 月	6 月 ・ 12 月	2 月

第2節 退職年金

(退職年金の受給権者)

第52条 退職年金は、加入員または加入員であった者が次の各号のいずれかに該当する場合に、その者に支給する。

- (1) 加入員期間 15 年以上である者が、脱退（死亡による脱退を除く。以下同じ。）により加入員の資格を喪失したとき。
- (2) 加入員期間 15 年未満である者が、60 歳に達した日以後において脱退により加入員の資格を喪失したとき、又は脱退により加入員の資格を喪失した後に加入員となることなくして 60 歳に達したとき。
- (2) 加入員又は加入員であった者が老齢厚生年金の受給権を取得したとき。
- (3) 加入員又は加入員であった者が法附則第 8 条（法附則第 8 条の 2 の規定により読み替えられた場合を含む。）の規定による老齢厚生年金または法附則第 28 条の 3 の規定による特例老齢年金（以下「特例支給の老齢厚生年金等」という。）又は繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したとき。ただし、加入員がその資格を取得した月に当該特例支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したときを除く。
- (5) 厚生年金、特例支給の老齢厚生年金等又は繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権者で当該老齢厚生年金、特例支給の老齢厚生年金等又は繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を取得した月以後の月に加入員の資格を取得した者であって、その年金の額が、法第 43 条第 3 項、法附則第 7 条の 3 第 5 項又は法附則第 13 条の 4 第 5 項若しくは第 6 項の規定により改定されたとき。ただし、加入員の資格を取得した月又はその翌月から改定されたときを除く。

(退職年金額)

第 53 条 退職年金の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 加入員期間 15 年以上又は加算適用期間 15 年以上で退職により加入員の資格を喪失した者（懲戒解雇された者を除く。）については、基本退職年金額と加算退職年金額を合算した額。
 - (2) 加入員期間 15 年未満で定年退職、定年を超えて退職により加入員の資格を喪失した者（懲戒解雇された者を除く。）については、基本退職年金額と加算退職年金額を合算した額。
 - (3) 加入員期間 15 年未満で加入員の資格を喪失し、加入員の資格を喪失した日において厚生年金保険の特例支給の老齢厚生年金等の受給権者となった者（懲戒解雇された者を除く。）については、基本退職年金額と加算退職年金額を合算した額。
 - (4) 前 3 号以外の者については、基本退職年金額に相当する額。
- 2 前項の規定にかかわらず、法第 160 条の 2 第 3 項の規定により加算された額の年金給付の支給に関する義務を承継した者が、厚生年金基金連合会(以下「連合会」という。)の規約の

定める支給開始年齢に達した月以後に退職年金の受給権を取得したときは、その者の退職年金の額は、前項の額に当該加算額（以下「基本加算年金額」という。）を加算した額とする。

- 3 法第160条の2第3項の規定により加算された額の年金給付の支給に関する義務を承継したものであって、連合会の規約の定める支給開始年齢に達する前に退職年金の受給権を取得している者が当該年齢に達したときは、第1項の額に基本加算年金額を加算するものとし、当該年齢に達した月の翌月から、その者の退職年金の額を加算された額に改定する。
- 4 第1項の退職年金の額については、受給権者がその権利を取得した月以後における加入員であった期間は、その計算の基礎としない。

（退職年金額の改定）

第54条 受給権者である加入員が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、前条第4項の規定にかかわらず、当該各号のいずれかに該当するに至った日の属する月前における加入員であった期間を年金額の計算の基礎とし、第1号に該当する場合にあっては、該当するに至った日の属する月から、第2号から第5号に該当する場合にあっては、該当するに至った日の属する月の翌月から、その額を改定する。

ただし、第1号に該当する場合にあっては、同号に該当するに至った日の属する月からその額を改定する。

- (1) 脱退により加入員の資格を喪失し、かつ、加入員となることなくして加入員の資格を喪失した日から起算して1月を経過したとき。
- (2) 特例支給の老齢厚生年金等
- (3) 老齢厚生年金の受給権を取得したとき。
- (4) 繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したとき。
- (5) 法附則第13条の4の規定による受給権者が65歳に達したとき。
- 2 退職年金の受給権者のうち繰上支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者が65歳（法附則第13条の4の規定による受給権者にあっては法附則第8条の2各項に規定する年齢）に達するまでの間は、前項の規定にかかわらず、基本退職年金額の改定は行わないものとし、当該年齢に達した日の属する月の翌月から、次の各号に定める額を合算した額に改定する。

(1) 改定前の基本退職年金額

(2) 第48条第1項の規定に基づき、同項中「加入員であった全期間」及び「加入員期間」を「改定前の年金額の計算の基礎とした加入員期間を除く加入員期間」に読み替えて計算された額

（最低保証額）

第55条 削除

（退職年金受給権の失権）

第56条 退職年金を受ける権利は、受給権者が死亡したときは、消滅する。

（退職年金の支給停止）

第57 退職年金は、受給権者が次の各号のいずれかに該当するまでの間は、その額のうち基本

退職年金額に相当する部分の支給を停止する。

(1) 65 歳に達したとき。

(2) 特例支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したとき。

(3) 繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したとき。

2 退職年金は、受給権者が 60 歳に達するまでの間は、加算退職年金額に相当する部分の支給を停止する。

3 加入員である退職年金の受給権者のうち、特例支給の老齢厚生年金等又は繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者については、その者が 65 歳未満である間は、それぞれ法附則第 13 条第 4 項の各号(第 4 号及び第 5 号を除く。)又は法附則第 13 条の 7 第 5 項の各号(第 3 号を除く。)に掲げる場合に応じ、基本退職年金額に相当する額のうち、基本退職年金額に相当する額に第 1 号に定める額を第 2 号に定める額で除した率を乗じて得た額を超える額について、その支給を停止する。

(1) 当該各号に定める額

(2) 加入員であった期間に係る法第 132 条第 2 項(法附則第 7 条の 6 第 1 項の規定により読み替えられた場合を含む。)に規定する額(以下「代行部分の額」という。)

4 加入員である退職年金の受給権者のうち、老齢厚生年金の受給権を有する者が法第 133 条の 2 第 3 項(同条第 5 項の規定により読み替えられた場合を含む。以下本項において同じ。)各号のいずれかに該当する場合又は法附則第 7 条の 3 に定める繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者が法附則第 7 条の 6 第 2 項の規定により法第 133 条の 2 第 3 項各号のいずれかに該当する場合については、その者が 70 歳未満である間は、基本退職年金額に相当する額のうち、基本退職年金額に第 1 号に定める額を第 2 号に定める額で除した率を乗じて得た額を超える部分について、その支給を停止する。

(1) 代行部分の額から法第 133 条の 2 第 3 項に定める支給停止額を控除して得た額

(2) 代行部分の額

5 第 3 項第 1 号に規定する当該各号に定める額及び第 3 項により計算された額並びに前項に規定する代行部分の額から法第 133 条の 2 第 3 項に定める支給停止額を控除して得た額及び前項により計算された額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを 1 円に切り上げるものとする。

6 退職年金の受給権者のうち、特例支給の老齢厚生年金等又は繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者について、当該老齢厚生年金等が法附則第 11 条の 5 又は法附則第 7 条の 4 (法附則第 13 条の 6 第 4 項の規定により準用される場合を含む。)の規定によりその全額につき支給を停止されている場合は、基本退職年金額に相当する額の全額を支給を停止する。

7 退職年金は、受給権者が社員である加入員である間は、加算退職年金額に相当する部分の支給を停止する。

基本年金

(中途脱退者に係る支給義務の移転)

第58条 この基金は、加入員期間 15 年未満かつ 60 歳未満で、脱退により加入員の資格を喪失した者（以下「中途脱退者」という。）が脱退一時金の請求をした場合を除き、当該脱退一時金の全部又は一部並びに基本退職年金額のうち加入員であった全期間の平均標準給与の月額 1,000 分の 0.1 に相当する額に加入員期間の月数を乗じて得た額（以下「上乗せ年金」という。）の支給に関する義務を厚生年金基金連合会（以下「連合会」という。）に移転する。この場合において、年金給付の支払期月は、連合会の規約の定めるところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、年金給付の支給に関する義務を連合会に移転する前に、再びこの基金の加入員となった者または死亡した者は、中途脱退者とししないものとする。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、設立事業所以外の事業所に出向（会社の社員就業規則第 38 条に規定する出向をいう。）したため、この基金の加入員の資格を喪失した者であって、再びこの基金の加入員となることが明らかである者を中途脱退者とししないものとする。

(中途脱退者に係る脱退一時金相当額の交付)

- 4 第 1 項の上乗せ年金の支給に関する義務を連合会に移転した者に支給する基本退職年金額は、第 48 条第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定により計算された額から上乗せ年金の額を控除して得た額とする。

第 58 条の 2 この基金は、中途脱退者が脱退一時金の請求をした場合を除き、第 58 条の支給義務の移転に併せて脱退一時金相当額の全部又は一部を連合会に交付する。

- 2 前項の交付は、当該中途脱退者に脱退一時金の取扱いに関し通知した上で行なうものとする。
- 3 第 1 項の脱退一時金相当額の全部又は一部を連合会に交付したときは、その額の計算の基礎となった当該中途脱退者の加算適用加入員であった期間は、加算適用加入員でなかったものとみなす。

(退職年金の支給義務の承継)

第 59 条 この基金は、中途脱退者が再びこの基金の加入員となったときは、連合会からその者に係る上乗せ年金の支給に関する義務並びに法第 160 条の 2 第 3 項の規定により連合会が年金給付の額を加算し又は一時金たる給付を支給するものとされている場合にあっては、当該加算額に係る年金給付及び当該一時金たる給付の支給に関する義務を承継する。

(退職年金現価相当額の交付等)

第 60 条 第 58 条の規定により年金給付の支給義務を連合会へ移転する場合には、基金は、連合会に対し、法第 160 条第 3 項に規定する現価相当額を交付するものとする。

- 2 この基金は、前条の規定により年金及び一時金の支給に関する義務を連合会から承継した場合には、当該中途脱退者に係る年金給付及び一時金たる給付の現価相当額の交付を請求するものとする。

第3節 減額退職年金

(減額退職年金の受給権者)

第61条 退職年金を受ける権利を有する者が、56歳以上60歳に達する前に、年金給付を受けることを申し出たときは、減額退職年金を支給する。この場合において退職年金は支給しない。

(減額退職年金受給の申出)

第62条 前条の申出は、退職により加入員の資格を喪失した日の属する月の翌月末日迄にしなければならない。

(減額退職年金額)

第63条 減額退職年金額の額は、基本退職年金額と、加算退職年金額に当該減額退職年金の支給を開始する年齢（以下「減額退職年金支給開始年齢」という。）に応じ別表5に定める率を乗じて得た額（以下「減額加算退職年金額」という。）を合算した額とする。

2 前項にいう減額退職年金支給開始年齢は、別表5に掲げる年齢に達した日の属する月（別表5に掲げる年齢に達した日の属する月の翌月に加入員の資格を喪失した者については当該日の属する月の翌月）とする。

3 第53条第2項の規定は、第1項の減額退職年金の額について準用する。

4 法第160条の2第3項の規定により加算された額の年金給付の支給に関する義務を承継した者であつて、連合会の規約の定める支給開始年齢に達する前に減額退職年金の受給権を取得している者が当該年齢に達したときは、第1項の額に基本加算年金額を加算するものとし、当該年齢に達した月の翌月から、その者の減額退職年金の額を加算された額に改定する。

(減額退職年金額の改定)

第64条 受給権者である加入員が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、前条第3項の規定にかかわらず当該各号のいずれかに該当するに至った日の属する月前における加入員であった期間を年金額の計算の基礎とし、第1号に該当する場合にあっては、該当するに至った日の属する月から、第2号に該当する場合にあっては、該当するに至った日の属する月の翌月から、その額を改定する。

(1) 加入員の資格を喪失し、かつ、加入員となることなくして加入員の資格を喪失した日から起算して1月を経過したとき。

(2) 特例支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したとき。

(3) 老齢厚生年金の受給権を取得したとき。

(4) 繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したとき。

(5) 法附則第13条の4の規定による受給権者が65歳に達したとき。

2 減額退職年金の受給権者のうち繰上支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者が65歳(法附則第13条の4の規定による受給権者にあっては法附則第8条の2各項に規定する年齢)に達するまでの間は、前項の規定にかかわらず、基本退職年金額の改定は行わないものとし、当該年齢

に達した日の属する月の翌月から、次の各号に定める額を合算した額に改定する。

(1) 改定前の基本退職年金額

(2) 第 48 条第 1 項の規定に基づき、同項中「加入員であった全期間」及び「加入員期間」を「改定前の年金額の計算の基礎とした加入員期間を除く加入員期間」に読み替えて計算された額

3 前 2 項の規定により、減額退職年金の減額加算退職年金額を計算するにあたっては、減額退職年金支給開始年齢は、あらたに本人が希望した減額退職年金支給開始年齢を基礎とするものとする。

(減額退職年金受給権の失権)

第 65 条 減額退職年金を受ける権利は、受給権者が死亡したときは消滅する。

(減額退職年金の支給停止)

第 66 条 減額退職年金は、受給権者が次の各号のいずれかに該当するまでの間は、その額のうち基本退職年金額に相当する部分の支給を停止する。

(1) 65 歳に達したとき。

(2) 特例支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したとき。

(3) 繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したとき。

2 減額退職年金は、受給権者が、減額退職年金支給開始年齢未満である間は、減額加算退職年金額に相当する部分の支給を停止する。

3 加入員である減額退職年金の受給権者のうち、特例支給の老齢厚生年金等又は繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者については、その者が 65 歳未満である間は、それぞれ法附則第 13 条第 4 項の各号(第 4 号及び第 5 号を除く。)又は法附則第 13 条の 7 第 5 項の各号(第 3 号を除く。)に掲げる場合に依り、基本退職年金額に相当する額のうち、基本退職年金額に相当する額に第 1 号に定める額を第 2 号に定める額で除した率を乗じて得た額を超える額について、その支給を停止する。

(1) 当該各号に定める額

(2) 代行部分の額

4 加入員である減額退職年金の受給権者のうち、老齢厚生年金の受給権を有する者が法第 133 条の 2 第 3 項(同条第 5 項の規定により読み替えられた場合を含む。以下本項において同じ。)各号のいずれかに該当する場合又は法附則第 7 条の 3 に定める繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者が法附則第 7 条の 6 第 2 項の規定により法第 133 条の 2 第 3 項各号のいずれかに該当する場合については、その者が 70 歳未満である間は、基本退職年金額に相当する額のうち、基本退職年金額に第 1 号に定める額を第 2 号に定める額で除した率を乗じて得た額を超える部分について、その支給を停止する。

(1) 代行部分の額から法第 133 条の 2 第 3 項に定める支給停止額を控除して得た額

(2) 代行部分の額

5 第 3 項第 1 号に規定する当該各号に定める額及び第 3 項により計算される額並びに前項に規定する代行部分の額から法第 133 条の 2 第 3 項に定める支給停止額を控除して得た額及び前項

により計算された額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

6 減額退職年金の受給権者のうち、特例支給の老齢厚生年金等又は繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者について、当該老齢厚生年金等が法附則第11条の5又は法附則第7条の4（法附則第13条の6第4項の規定により準用される場合を含む。）の規定によりその全額につき支給を停止されている場合は、基本退職年金額に相当する額の全額を支給を停止する。

7 減額退職年金は、受給権者が社員である加入員である間は、加算退職年金額に相当する部分の支給を停止する。

第4節 脱退一時金

(脱退一時金の受給権者)

第67条 脱退一時金は、次の各号のいずれかに該当したときその者に支給する。

- (1) 加入員期間15年未満で退職年金の受給権を有しない加算適用加入員又は加算適用加入員であった者が退職（懲戒解雇を除く。）により加入員の資格を喪失したとき。
- (2) 加算適用加入員又は加算適用加入員であった者（退職年金又は減額退職年金の受給権者を除く。）が懲戒解雇により加入員の資格を喪失したとき。

(脱退一時金の額)

第68条 脱退一時金の額は、退職時年金算定基礎に、次の各号に定める別表に掲げる率を乗じて得た額とする。

- (1) 加算適用期間10年以上の者（懲戒解雇された者を除く。）については別表3
- (2) 加算適用期間10年未満の者（懲戒解雇された者を除く。）については別表6
- (3) 懲戒解雇されたものについては別表7

(支給の効果)

第69条 脱退一時金の支給を受けた者は、当該給付の額の計算の基礎となった加算適用期間は、加算適用加入員でなかったものとみなす。

第5節 遺族一時金

(遺族一時金の受給権者)

第70条 遺族一時金(次項に規定する部分を除く。)は、加算適用加入員が、死亡により加入員の資格を喪失したときまたは加算適用加入員であった者が死亡したとき、その者の遺族に支給する。ただし、退職年金(加算退職年金額に相当する部分)および減額退職年金(減額退職年金額に相当する部分)支給を20年以上受けた者が死亡したときは、この限りでない。2法第161条の規定により、支給に関する義務を承継した法第160条の2第3項に規定する死亡一時金としての部分は、加入員又は加入員であった者が、連合会の規約の定める基本加算年金額に係る保証期間を経過する前に死亡したときに、その者の遺族に支給する。

(遺族)

第71条 遺族一時金を受けることができる遺族の範囲は、基金令第26条第2項に規定する遺族とする。この場合において、遺族一時金を受けるべき遺族は、この順位によるものとし、同順位者が2人以上あるときは、1人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとし、その1人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(遺族一時金の額)

第72条 遺族一時金の額は、第1号から第3号までに掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額と第4号に掲げる額とを合算した額とする。

(1) 加算適用加入員又は加算適用加入員であった者(退職年金又は、減額退職年金の受給権者を除く。)が死亡により加入員の資格を喪失したとき。

(イ) 加算適用期間15年以上のときは退職時年金算定基礎に加算適用期間に応じ別表2に定める率を乗じて得た額にその者の死亡日の年齢に応じ別表8に定める率を乗じて得た額

(ロ) (イ)以外のときは退職時基準基本給に次に定める別表に掲げるやむを得ない事由による率を乗じて得た額

加算適用期間10年以上15年未満のときは別表3

加算適用期間10年未満のときは別表6

(2) 退職年金又は減額退職年金の受給権者である加算適用加入員であった者が退職年金(加算退職年金額に相当する部分)及び減額退職年金(減額加算退職年金額に相当する部分)の支給を受ける前に死亡したときはその者の加算退職年金額に相当する額に、その者の死亡日の年齢に応じ別表8に定める率を乗じて得た額

(3) 退職年金(加算退職年金額に相当する部分)又は減額退職年金(減額加算退職年金額に相当する部分)の支給を受けている者が死亡したときはその者が既に支給を受けていた加算退職年金額又は減額加算退職年金額に、その者が当該給付の支給を既に受けていた期間

に応じ別表 9 に定める率を乗じて得た額

(4) 第 70 条第 2 項に該当する場合連合会の規約の定めるところにより計算した死亡一時金の額

第7章 福祉施設

(福祉施設)

第73条 この基金は、加入員であつた者の福祉を増進するために必要な施設をすることができる。

第8章 費用の負担

(掛金)

第74条 この基金は、給付に要する費用に充てるため、給付の額の計算の基礎となる各月につき、掛金を徴収する。

2 前項の掛金の額は、次の各号に掲げる額を合算した額とする。

(1) 加入員については

加入員の標準給与月額に1,000分の7を乗じて得た額

(2) 加算適用加入員については

平準掛金

加算適用加入員の年金算定基礎月額に1,000分の75を乗じて得た額

3 前項の規定にかかわらず、設立事業所以外の適用事業所に同時に使用される加入員に係る掛金の額は、第1号に定める額に第2号に定める割合を乗じて得た額と、前項第2号に定める額を合算した額とする。

(1) 前項の規定により加入員の標準給与の月額に同項第1号の掛金率を乗じて得た額。

(2) 標準給与の月額の計算の基礎となる給与の月額に対する設立事業所で受ける給与の月額の割合。

(掛金の負担割合)

第75条 加入員および事業主は、次の各号に定める区分に従い、それぞれ掛金を負担する。

(1) 前条第2項第1号に定める掛金の場合

事業主 全額負担

(2) 前条第2項第2号に定める掛金の場合

平準掛金	加入員	75分の8.5
	事業主	75分の66.5

(徴収金)

第 76 条 この基金は、設立事業所以外の適用事業所に同時に使用される加入員にかかわる給付の支給に要する費用の一部に充てるため、給付の額の計算の基礎となる各月につき、法付則第 30 条第 2 項第 4 号により読み替えられた法第 140 条の規定により徴収金を徴収するものとする。ただし、同条第 8 項の規定により免除される額については、この限りでない。

(事務費掛金)

第 77 条 この基金は、第 74 条に規定する掛金のほか、この基金の業務の執行に要する費用に充てるため、加入員数に応じ事務費掛金を徴収する。

2 前項の事務費掛金の額は、代議員会の議決を経て別に定めるところにより事業主が負担する。

(掛金等の納付)

第 78 条 毎月の掛金および徴収金は、翌月末日までに、基金に納付する。

(掛金等の源泉控除)

第 79 条 事業主（加入員が同時に使用される設立事業所以外の適用事業所の事業主を含む。）は、加入員の負担すべき掛金および徴収金を給与から控除することができる。

(掛金等の督促および滞納処分)

第 80 条 掛金および徴収金を滞納する者があるときは、この基金は、法第 141 条において準用する法第 86 条の規定により、督促および処分するものとする。

(延滞金)

第 81 条 前条の規定により督促をしたときは、この基金は、法第 141 条において準用する法第 87 条第 1 項から第 5 項までの規定により延滞金を徴収するものとする。

(政府負担金)

第 82 条 この基金は、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号。以下「改正法」という。）附則第 84 条第 3 項から第 5 項までの規定による厚生年金保険の管掌者たる政府からの負担金を受け入れるものとする。

第9章 年金給付等積立金の管理および運用に関する契約並びに業務の委託

(年金給付等積立金の積立て)

第83条 この基金は、法第136条の2に定めるところにより、年金給付等積立金を積み立てなければならない。

(年金給付等積立金の管理及び運用に関する契約の締結)

第83条の2 この基金は、法第130条の2第1項及び法第136条の3第1項の規定に基づき、年金給付等積立金の管理及び運用に関し、信託会社と自己を受益者とする年金信託契約を、生命保険会社と自己を保険受取人とする年金保険契約を、投資顧問業者と投資一任契約をそれぞれ締結する。

2 この基金は、前項の規定による投資一任契約を締結する場合においては、信託会社と自己を受益者とする年金特定信託契約を締結する。

3 第1項の規定により締結する信託契約について、年金給付及び一時金たる給付に要する費用に関する内容は、基金令第30条第1項に規定するもののほか、次の各号に該当するものでなければならない。

(1) 基金に支払うべき支払金は、次に掲げる場合に支払われるものとする。

ア 加入員もしくは加入員であった者又はこれらの者の遺族が、この基金の規約に定める給付を受けることができるとき。

イ この基金が、連合会に対して法第160条第3項及び法第160条の2第2項の規定に基づき中途脱退者に係る年金給付及び一時金たる給付の現価相当額又は脱退一時金の交付を行うとき。

ウ 基金規則第44条の2の規定により業務経理への繰入金を受けることができるとき。

(2) 信託金と支払金とは相殺しないものであること。

4 第1項の規定により締結する保険契約について、年金給付及び一時金たる給付に要する費用に関する内容は、基金令第30条第2項に規定するもののほか、次の各号に該当するものでなければならない。

(1) 基金に支払うべき保険金は、次に掲げる場合に、支払われるものとする。

ア 加入員もしくは加入員であった者又はこれらの者の遺族が、この基金の規定に定める給付を受けることができるとき。

イ この基金が、連合会に対して法第160条第3項及び法第160条の2第2項の規定に基づき中途脱退者に係る年金給付及び一時金たる給付の現価相当額又は脱退一時金の交付を行うとき。

(2) 配当金の支払は、基金規則第44条の2の規定により業務経理への繰入金を受けることができる場合に行われるものであること。

(3) 保険期間の始期は、保険契約の成立した日とするものであること。

(4) 保険料と保険金とは相殺しないものであること。

5 第2項の年金特定信託契約の内容は、基金令第31条に規定するもののほか、第3項の規定を準用する。

(運用管理規程)

第 83 条の 3 前条第 1 項及び第 2 項の契約に係る次の事項は、運用管理規程において定めるものとする。

- (1) 運用受託機関又は資産管理機関の名称
 - (2) 信託金又は保険料の払込割合
 - (3) 基金に支払うべき支払金又は保険金の負担割合
 - (4) 資産の額の変更
- 2 運用管理規程は、代議員会の議決を経て決定する。また、定めた事項を変更する場合においても同様とする。
- 3 第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する事項の変更並びに第 1 項第 4 号に規定する事項については、前項の規定にかかわらず、理事会の議決を経て決定する。
- 4 第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する事項の変更並びに第 1 項第 4 号に規定する事項であつて、年金給付等積立金の安全かつ効率的な運用のために必要なものとして、運用管理規程で定めるものについては、前 2 項の規定にかかわらず、運用管理規程の定めるところにより、理事長の専決をもって処分することができる。
- 5 理事長は、前 2 項の規定による処置については、次の代議員会においてこれを報告し、その承認を得なければならない。

(運用管理)

第 83 条の 4 この基金は、法第 130 条の 2 第 1 項及び法第 136 条の 3 第 1 項の規定に基づき締結した契約に係る総資産について、長期にわたり維持すべき資産の構成割合（以下「政策的資産構成割合」という）を適切な方法により定めるものとする。

- 2 この基金は、前項の政策的資産構成割合を踏まえた上で、当該契約に係る各運用受託機関とも協議を行いながら、当該運用受託機関の資産構成割合等を運用ガイドラインとして定め、適切な運用管理を行うものとする。

(業務の委託)

第 84 条 この基金は、UFJ 信託銀行株式会社に、次の各号に掲げる事務を委託する。

- (1) 年金数理に関する事務
- (2) 給付金の支払に関する事務
- (3) 国民年金法等の一部改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号。以下「改正法」という。）

附則第 84 条第 3 項から第 5 項までの規定による厚生年金保険の管掌者たる政府からの負担金に関する事務

- (4) 副本管理に関する事務
- (5) 副本管理に付随する事務

ア 加入員記録管理補助

イ 年金受給待期者補助

ウ 年金受給者記録管理補助

エ 厚生年金基金連合会移受換対象者抽出補助

オ 統計資料作成補助

カ 掛金額計算補助

キ 給付額計算補助

- 2 この基金は、前項に規定する事務のほか、法第130条第5項に規定する業務の委託会社（連合会を除く。）に、年金資産及び年金債務の将来予測（運用の基本方針策定のために必要な年金資産分析（リスク・リターン分析等）及び関連業務（最適資産構成に関する相談・助言等）を含む。）に関する事務を委託することができる。
- 3 この基金は、前2項に規定する事務のほか、法第130条第5項に規定する業務の委託会社（連合会を除く。）に、運用実績にかかる統計の作成に関する事務を委託することができる。

(財務)

第 85 条 この基金の財務に関する事項は、法令に定めるもののほか、この章の定めるところによる。

(事業年度)

第 86 条 この基金の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(予算)

第 87 条 この基金は、毎事業年度、予算を作成し、当該事業年度開始前に厚生労働大臣に届け出るものとする。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算)

第 88 条 この基金は、毎事業年度、当該事業年度終了後6ヵ月以内に、貸借対照表及び損益計算書並びに当該事業年度の業務報告書を作成し、監事の意見をつけて、代議員会に提出し、その議決を得た後厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 この基金は、前項の書類をこの基金の事務所に備えつけて置かねばならない。

3 加入員及び加入員であった者は、この基金に対し、前項の書類の閲覧を請求することができる。この場合においては、この基金は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

第 89 条 年金経理において、決算上の剰余金を生じたときは、これを別途積立金として積立て、また不足金を生じたときは、別途積立金を取りくずしてこれに充て、なお、不足金があるときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

2 業務経理において、決算上の剰余金または不足金を生じたときは、翌事業年度にこれを繰り越すものとする。

(年金経理から業務経理への繰入れ)

第 90 条 この基金は、毎事業年度、前事業年度の末日における年金給付等積立金の額が加入員及び加入員であった者に係る責任準備金の額以上の額であって、将来にわたり財政の健全な運営を維持することができるものとして厚生労働大臣の定めるところにより算出した額を上回るときは、当該上回る額に相当する額を限度として、厚生労働大臣の定めるところにより、年金経理から業務経理へ繰り入れることができる。

(余裕金の運用)

第 91 条 この基金の業務上の余裕金は、銀行預金その他基金規則で定める方法により運用するものとする。

(掛金および責任準備金の算出方法)

第 92 条 掛金および責任準備金の算出方法は、基金規則に定めるところによるものとする。

(掛金の額の再計算)

第 93 条 この基金は、将来にわたって財政の均衡を保つことができるように少なくとも5年ごとに、基金規則に定める基準にしたがい、掛金率の再計算を行なうものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第88条の規定による決算の結果、基金規則第48条に定める不足金が厚生労働大臣の定める基準を上回ることが明らかとなった場合には、この基金は直ちに掛金の額の再計算を行なうものとする。

(財務および会計規程)

第 94 条 財務および会計に関しては、この章に定めるもののほか、代議員会の議決を経て別に財務および会計規程を設けるものとする。

(解散)

第 95 条 この基金は、次の各号に掲げる理由により解散するものとする。

- (1) 代議員定数の 4 分の 3 以上の多数による代議員会の議決
- (2) 基金の事業の継続の不能
- (3) 法第 179 条第 5 項の規定による解散の命令

2 前項第 1 号または第 2 号に掲げる理由により解散しようとするときは、厚生大臣の認可を受けるものとする。

3 この基金は、解散したときは、この基金の加入員であつた者にかかわる給付の支給に関する義務を免れるものとする。ただし、解散した日までに支給すべきであつた給付でまだ支給していないものについては、この限りでない。

(清算)

第 96 条 この基金が解散したときの清算人の選任およびこの基金の清算は、法第 147 条の規定によるものとする。

(責任準備金相当額の納付)

第 96 条の 2 この基金が解散したときは、基金令第 55 条の規定により計算した責任準備金相当額（以下「最低責任準備金」という。）を法第 162 条の 3 第 1 項の定めるところにより連合会に納付しなければならない。

(最低積立基準額)

第 96 条 3 この基金は、加入員及び加入員であつた者の受給権を保全するため、毎事業年度末の日（以下、この条において「基準日」という。）において、最低保全給付を支給するために必要な給付原資である最低積立基準額を保有するよう努めるものとする。

2 前項の最低保全給付は、次の各号の区分に応じて当該各号に定める給付とする。

- (1) 基準日において年金受給者又は受給待期脱退者（連合会に全ての年金支給に関する義務

を移転した中途脱退者を除く。）である者

規約に基づいて支給されることとなる年金給付

- (2) 基準日において加入者である者

ア 基本部分

標準的な退職年齢に達した日（基準日における当該加入員の年齢がこの年齢以上の場合にあっては基準日の翌日。以下「標準資格喪失日」という。）に加入員の資格を喪失したとした場合に支給されることとなる給付に、以下に定める按分率を乗じた給付とする。

按分率 = $(A+B) / (A+C)$

A 1,000 分の 7.225（別表 12 の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。）に、法附則第 30 条第 1 項の認可を受けた日前に加入員であつた期間の月数を乗じて得た係数。

B 1,000 分の 0.1 に基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合に、年金額の算定に用いられる加入員であつた期間（法附則第 30 条第 1 項の認可を受けた日以降の期間に限る。）の月数を乗じて得た係数。

C 1,000分の0.1に標準資格喪失日に加入員の資格を喪失した場合に、年金額の算定に用いられる加入員であった期間（法附則第30条第1項の認可を受けた日以降の期間に限る。）の月数を乗じて得た係数。

イ 加算部分

標準資格喪失日に加入員の資格を喪失したとした場合に支給されることとなる給付に、次の号に応じて当該各号に定める按分率を乗じた給付とする。

(ア) 基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合に年金の受給資格が得られる者

按分率=A/B

A 基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合に、年金額の算定に用いる別表2及び別表3の係数

B 標準資格喪失日に加入員の資格を喪失した場合に、年金額の算定に用いる別表2及び別表3の係数

(イ) (ア)以外の者

按分率=C/D

C 基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合の一時金の額の算定に用いる別表3の係数

D 標準資格喪失日に加入員の資格を喪失した場合の一時金の額の算定に用いる別表3の係数

3 前項の標準的な退職年齢は60歳とする。

4 第1項の最低積立基準額は、厚生年金基金令第39条の3第2項及び第3項に定めるところにより算出した額とする。

(残余財産の分配)

第96条の4 この基金が解散した場合において、この基金の債務を弁済した後に残余財産があるときは、清算人は、これを解散した日において、この基金が給付の支給に関する義務を負っていたもの（以下「受給権者等」という。）に分配しなければならない。

2 前条の3の分配は、解散日において算定した、各受給権者等に係る第96条の3第2項に定める最低保全給付を支給するために必要な年金原資（以下「最低積立基準額相当額」という。）に基づき行うものとする。

(1) 残余財産の額が最低積立基準額相当額から最低責任準備金の額を控除した額（以下「上乗せ部分の最低積立基準額相当額」を下回る場合

残余財産の額に、次の（ア）に掲げる額を（イ）に掲げる額で除した率を乗じた額

(ア) 各々の受給権者等の上乗せ部分の最低積立基準額相当額

(イ) すべての受給権者等に係る上乗せ部分の最低積立基準額の総額

(2) 残余財産の額が、上乗せ部分の最低積立基準額相当額のを上回り、かつ、すべての受給権者等に係る、基金が存続し解散日の翌日に加入員の資格を喪失したと仮定したときに基金から支給されることとなる給付の現価（以下「要支給額」という。）から最低責任準備金の額を控除した額の総額を下回る場合

次のア及びイの合計額

ア 各々の受給権者等の上乗せ部分の最低積立基準額相当額

イ 残余財産の額からすべての受給権者等に係る上乗せ部分の最低積立基準額相当額の総額を控除した額に、次の（ア）掲げる額を（イ）に掲げる額で除した率を乗じた額。

（ア） 各々の受給権者等の、要支給額から最低責任準備金の額を控除した額

（イ） すべての受給権者等に係る、要支給額から最低責任準備金の額を控除した額の総額

（3） 残余財産の額が、すべての受給権者等に係る、要支給額から最低責任準備金の額を控除した額の総額を上回る場合

残余財産の額に、次の（ア）掲げる額を（イ）に掲げる額で除した率を乗じた額

（ア） 各々の受給権者等の、要支給額から最低責任準備金の額を控除した額

（イ） すべての受給権者等に係る、要支給額から最低責任準備金の額を控除した額の総額

3 前項の要支給額の算定に用いる予定利率及び予定死亡率は、最低積立基準額相当額の算定に用いているものと同一のものとする。

4 この基金は、受給権者等から分配金の支払の申し出があった場合を除き、当該受給権者等に分配すべき残余財産の全部又は一部を連合会に交付する。

5 前項の交付は、当該受給権者等に残余財産の取扱いに関し通知した上で行うものとする。

（運用規制）

第96条の5 この基金は、法第130条の2第1項の規定による契約に係る総資産の構成割合については、基金規則第41条の2第1項に定める構成割合に合致するよう当該契約に係る運用機関と協議するものとする。

（解散前不足見込額の徴収）

第96条の6 この基金は、法第145条第2項の規定により解散の認可を受けようとする場合に年金経理に属する資産額が最低積立基準額に満たないと見込まれる時は、代議員会の議決を経た上で、その不足すると見込まれる額（以下「解散前不足見込額」という。）を、解散前不足見込額を算出した基準日（以下「算出基準日」という。）現在の設立事業所の事業主から特別掛金として徴収する。

2 前項に定める特別掛金の額は、解散前不足見込額を算出基準日現在の設立事業所の最低積立基準額の額に応じて按分した額とする。

（解散時不足額の徴収）

第96条の7 この基金が解散した場合において、その解散した日（以下「解散日」という。）における年金経理に属する資産額が解散日を基準日として計算された最低積立基準額に満たないときは、その不足する額（以下「解散時不足額」という。）を解散日現在の設立事業所の事業主から特別掛金として徴収する。

2 前項に定める特別掛金の額は、解散時不足額を解散日現在の設立事業所の最低積立基準額に応じて按分した額とする。

（通知）

第97条 清算人は、残余財産を分配しようとするときは、年金受給権者等に次に掲げる事項を通知するものとする。

（1） 分配金の額

（2） 分配金の支払の方法

2 清算人は、加入員であった者の所在が明らかでないため、前項の通知をすることができないときは、その通知に代えて分配金の支払を行なう旨の公告をするものとする。

(相続人に対する支払の効果)

第 98 条 加入員であった者の相続人の 1 人に対して分配金の支給を行なったときは、この基金は、他の相続人に対する支払の責を免れるものとする。

(還元融資)

第99条 この基金の設立事業所の事業主は、加入員の福祉の増進に資するため、この基金の信託契約および保険契約にかかわる資産の総額の4分の1に相当する額の範囲内の額を、別に定めるところにより、還元融資として貸付けを受けることができるものとみなす。

(給付の制限)

第100条 この基金は、加算適用加入員が懲戒解雇およびこれに準ずる処分により加入員の資格を喪失したときは退職年金（加算退職年金額に相当する部分）、減額退職年金（減額加算退職年金額に相当する部分）、退職一時金および遺族一時金の全部または一部の支給を行なわないことができる。

(連合会への加入)

第101条 この基金は、連合会に加入するものとする。

(支払保証事業への加入)

第101条の2 この基金は、連合会が行う支払保証事業に加入し、当該事業に必要な原資として定められた額を拠出するものとする。

2 この基金は、毎事業年度の決算時において解散時責任準備金に基づき、積立水準について検証し、その結果を連合会に報告するものとする。

(業務概況の周知)

第101条の3 この基金は、基金規則第56条の2に定めるところにより、この基金の業務の概況について周知させるものとする。なお、加入員以外の者であって基金が給付の支給の義務を負っている者についても、できる限り同様に業務の概況について周知が行われるよう努めなければならない。

(実施規則)

第102条 この規約に特別の規定があるものを除くほか、この規約の実施のための手続その他その執行について必要な規則は、代議員会の議決を経て別に定める。

(施行期日)

第1条 この規約は、昭和49年12月1日から施行する。

(事業年度に関する経過措置)

第2条 この基金の初年度における事業年度は、第86条の規定にかかわらず、昭和49年12月1日から昭和51年3月31日までとする。

(再計算に関する経過措置)

第3条 この基金は、設立後第1回の再計算を3年後に行なうものとする。

(標準給与に関する経過措置)

第4条 この基金が成立した日において、加入員の資格を取得した者の昭和49年12月1日から昭和50年9月までの標準給与については、厚生年金保険の同期における標準報酬とする。

(加算適用加入員の特例)

第5条 この基金が成立した日において加入員の資格を取得した者のうち、この基金が設立されていたならば加算適用加入員となっていたと認められる者は、第37条の規定にかかわらず、この基金が成立した月以降加算適用加入員という。

(過去勤務期間)

第6条 この基金が成立した日において、加算適用加入員となった者については基金設立前の期間のうち、この基金が設立されていたとしたならばその者が加算適用加入員となっていたと認められる期間および出向していた期間（以下「過去勤務期間」を含む。）を給付の額の算定の基礎として用いるものとする。

2 この基金が成立した日の後において出向により加入員の資格を喪失した者がその後、加算適用加入員となったときは、次の期間を過去勤務期間とみなして給付の額の基礎として用いるものとする。

(1) 25歳未満で出向した者であるとき。

25歳に達した日の属する月以降最初に到来する10月以降加算適用加入員となった日の属する月の前月までの期間

(2) 25歳以上で出向した者であるとき。

加入員の資格を喪失した日の属する月以降加算適用加入員となった日の属する月の前月までの期間

3 前2項の規定により、過去勤務期間を給付の額の算定の基礎として用いる者については、第48条第2項第1号、第53条第1項第1号、第67条第1号、第68条第1号（別表3を除く）、同条第2号（別表6を除く）、第72条第1号（別表3および別表6を除く）、同条第2号、および附則第7条第1項「加算適用期間」とあるのは「加算適用期間に過去勤務期間を加算した期間」と、読み替えて、これらの規定を適用する。

- 4 加入員期間が15年未満で、加算適用期間に過去勤務期間を加えた期間が15年以上ある者については、第52条第2号の規定にかかわらず、その者が脱退により加入員の資格を喪失したときに、退職年金を支給する。

(特例退職一時金)

第7条 この基金は、当分の間、退職（懲戒解雇による退職を除く。）により加入員の資格を喪失し、第53条第1項第1号から第3号に該当する者の申出により、特例退職一時金を支給する。

- 2 前項の申出は、加入員の資格を喪失した日の属する月の翌月末日までにしなければならない。

- 3 特例退職一時金の額は、次の各号の定める額とする。

(1) 加算適用期間15年以上の退職により加入員の資格を喪失した者については、退職年金の額のうち加算退職年金額に相当する額に加入員の資格を喪失した日の前日の年齢に応じ別表10に定める率を乗じて得た額。

(2) 加算適用期間15年未満の退職により加入員の資格を喪失した者については、退職時基準基本給に、次の（イ）及び（ロ）に定める別表に掲げる率を乗じて得た額。

(イ) 加算適用期間10年以上の者については別表3

(ロ) 加算適用期間10年未満の者については別表6

- 4 第1項の規定により、特例退職一時金の支給を受けたときは、支給を受けた者は、その額の計算の基礎となった加算適用期間は、加算適用加入員でなかったものとみなす。

(選択一時金)

第7条の2 基本加算年金額が加算された退職年金又は減額退職年金の受給権者並びにこの基金の加入員であって、法第160条の2第3項の規定により加算された額の年金給付の支給に関する義務を承継している者は、当分の間、次項に定めるところにより、年金給付の支給に代えて、選択一時金の支給を受けることができる。

- 2 法第161条の規定により、支給に関する義務を承継した法第160条の2第3項に規定する一時金たる給付としての部分に係る選択一時金は、退職年金又は減額退職年金の受給権者が、連合会の規約に定める選択一時金の申出事由に該当する場合であって、かつ、次の各号のいずれかのときにおいて一時金の選択を申し出たときに、その者に支給する。

(1) 退職年金又は減額退職年金のうち、基本加算年金額に相当する部分の支給が開始されるとき。

(2) 退職年金又は減額退職年金の受給権者が、基本加算年金額に相当する部分の支給が開始された後連合会の規約の定める保証期間を経過する前に一時金の選択を希望するとき。

- 3 この基金の加入員であって、法第160条の2第3項の規定により加算された額の年金給付の支給に関する義務を承継している者に対する選択一時金は、連合会の規約の定めるところにより当該者が加入員の資格を喪失した場合において一時金の選択を申し出たときに、その者に支給する。

- 4 選択一時金の額は、連合会の規約に定めるところにより計算した一時金の額とする。
- 5 退職年金又は減額退職年金の受給権者が第2項又は第3項に定めるところにより、一時金の選択を申し出たときは、その者に支給する退職年金又は減額退職年金の額のうち、基本加算年金額を一時金の選択割合に応じて減額する。

(特別掛金)

第8条 この基金は、給付に要する費用に充てるため、当分の間、その給付の額の計算の基礎となる各月につき、特別掛金を徴収する。

- 2 前項の特別掛金は、加算適用加入員の基準基本給に、1,000分の25から1,000分の39までの範囲において定めた率を乗じて設定する。
- 3 第1項に定める特別掛金の額は、加算適用加入員の基準基本給に1,000分の30を乗じて得た額とする。
- 4 第1項の特別掛金は、事業主が全額負担する。

(評価損償却特別掛金)

第8条の2 この基金は、平成10年3月31日に年金経理に属する資産の評価方法を時価に移行したことに伴い発生した時価損を償却するために、毎月評価損償却特別掛金を徴収する。

- 2 前項の評価損償却特別掛金の額は、加算適用加入員の基準基本給に1,000分の16を乗じて得た額とする。
- 3 第1項の評価損償却特別掛金は、事業主が全額負担する。

第9条 この基金は、第74条および第77条に定める掛金のほか、日豊通信工業株式会社の適格退職年金制度（昭和42年10月1日執行）の廃止に伴い、当該年金信託契約の受託者より会社に返還された返還金に相当する額を、附則（昭和49年12月1日執行）第6条に定める過去勤務債務期間にかかわる給付に要する費用に充てるための掛金として徴収する。

- 2 事業主は、前項に定める返還金を収受した日に、同項に定める掛金をこの基金に納付するものとする。

附 則

(給付改善に伴う変更および事業所編入)

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。(加算適用加入員に関する特例)

第2条 昭和51年4月1日において加入員の資格を取得した者のうち、テレコム電子株式会社(以下「編入会社」という。)の社員で、25歳に達した日の属する月以降最初に到来する10月を経過した者については、第37条の規定にかかわらず、昭和51年4月1日以降社員でかつ加入員である間加算適用加入員という。

(過去勤務期間)

第3条 前条の規定により加算適用加入員となった者については、次の期間(過去勤務期間)を給付の額の算定の基礎として用いるものとする。

(1) 25歳未満で編入会社の社員となった者の場合

25歳に達した日の属する月以降最初に到来する10月以降加算適用加入員となる前までの期間

(2) 25歳以上で編入会社の社員となった者の場合

社員となった日の属する月以後最初に到来する10月以降加算適用加入員となる前までの期間

2 前項の過去勤務期間については、附則(昭和49年12月1日施行)第6条第3項及び第4項の規定を準用する。

(給付に関する経過措置)

第4条 昭和51年4月1日現在において、この基金の給付を受ける権利を有する者の給付については、なお従前の例による。

(掛金に関する経過措置)

第5条 昭和51年3月前の月分に係る掛金の徴収については、なお従前の例による。

附 則

(法改に伴う変更)

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、昭和51年8月1日から適用する。(掛金に関する経過措置)

第2条 昭和51年7月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。(標準給与に関する経過措置)

第3条 昭和51年8月1日前にこの基金の加入員の資格を取得して、同日まで引き続き加入員の資格を有する者のうち、同年7月の標準給与の月額が

28,000円以下である者又は200,000円である者の標準給与は、当該標準給与額の基礎となっ

た給与の月額を改正後の法第 20 条の例による規約第 44 条に規定する標準給与の基礎となる給与の月額とみなして、昭和 51 年 8 月 1 日に改定する。

2 前項の規定によって改定された標準給与は、昭和 51 年 8 月及び 9 月の標準給与とする。

附 則

(給付改善に伴う変更および業務委託割合、委託事項の変更)

(施行期日)

第 1 条 この規約は、認可の日から施行し、昭和 52 年 11 月 1 日から適用する。2 前項の規定にかかわらず、別表 11 を加える規定は、昭和 53 年 4 月 1 日から適用する。

(給付に関する経過措置)

第 2 条 昭和 52 年 11 月 1 日現在において、現にこの規約による変更前の規約に基づく給付を受ける権利を有する者の給付については、なお従前の例による。

(掛金に関する経過措置)

第 3 条 昭和 52 年 11 月前の月分に係る掛金の徴収については、なお従前の例による。

附 則

(設立事業所の廃止)

この規約は、認可の日から施行し、昭和 52 年 5 月 1 日から適用する。

附 則

(法改に伴う変更)

(施行期日)

第 1 条 この規約は、認可の日から施行し、昭和 53 年 6 月 1 日から適用する。(給付に関する経過措置)

第 2 条 70 歳に達する月前に加入員の資格を取得した者で、昭和 53 年 6 月 1 日において、70 歳以上の加入員であり、かつ、退職年金または減額退職年金の支給を受けていないときは、昭和 53 年 6 月から退職年金を支給する。

2 前項における退職年金の額については、第 53 条第 2 項の規定にかかわらず、70 歳以後における加入員であった期間は、その計算の基礎としない

第 3 条 70 歳に達する月前に退職年金または減額退職年金の受給権を取得した者で、昭和 53 年 6 月 1 日において、70 歳以上の加入員である退職年金または減額退職年金の受給権者(第 54 条または第 64 条第 1 項の規定により既に 70 歳以後において退職年金または減額退職年金の額の改定が行われている者を除く。)に支給する退職年金または減額退職年金の額は、その者が 70 歳に達した月前における加入員であった期間を退職年金または減額退職年金の計算の基礎とするものとし、昭和 53 年 6 月からその基本退職年金額を改定する。

附 則

(基準基本給の一律 1.1 倍化に伴う変更)

(施行期日)

第 1 条 この規約は、昭和 54 年 10 月 1 日から施行する。

ただし、別表 2、別表 3、別表 6、別表 7 は昭和 54 年 5 月 21 日から適用する。

(給付に関する経過措置)

第 2 条 昭和 54 年 5 月 21 日においてこの基金の変更前の規約に基づく給付を受ける権利を有する者の給付については、なお従前の例による。

(掛金に関する経過措置)

第 3 条 昭和 54 年 9 月以前の月分に係る掛金の徴収については、なお従前の例による。

附 則

(給与改善に伴う変更)

(施行期日)

第 1 条 この規約は、認可の日から施行し、昭和 54 年 9 月 21 日から適用する。2 前項の規定にかかわらず、第 74 条及び第 75 条の変更規定は、昭和 54 年 10 月 1 日から適用する。

(給付に関する経過措置)

第 2 条 昭和 54 年 9 月 21 日前において、変更前の規約による給付を受ける権利を有する者の給付については、なお従前の例による。

(掛金に関する経過措置)

第 3 条 昭和 54 年 9 月以前の月分に係る掛金の徴収については、なお従前の例による。

附 則

(法改に伴う変更)

(施行期日)

第 1 条 この規約は、認可の日から施行し、昭和 55 年 6 月 1 日から適用する。ただし、第 74 条及び第 75 条については、昭和 55 年 10 月 1 日から適用する。

(標準給与に関する経過措置)

第 2 条 昭和 55 年 10 月 1 日前に、この基金の加入員の資格を取得して、同日まで引き続き加入員の資格を有する者のうち、同年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に加入員の資格を取得した者又は、法第 23 条第 1 項の規定の例により同年 8 月若しくは 9 月から標準給与が改定された者であって、同年同月の標準給与の月額が、42,000 円以下であるもの又は、320,000 円であるもの(当該標準給与の月額的基础となった給与月額が、330,000 円未満であるものを除く。)の標準給与は、当該標準給与の月額的基础となった給与月額を改正後の法第 20 条の規定の例による標準給与の基礎となる給与月額とみなして改定する。

2 前項の規定により改定された標準給与は、昭和 55 年 10 月から昭和 56 年 9 月までの各月

の標準給与とする。

(給付に関する経過措置)

第3条 変更後の規約第57条第4項及び第66条第4項の規定による退職年金の支給の停止については、昭和55年6月1日から同年9月30日までの間は、第57条第4項及び第66条第4項中「法第46条第1項又は第46条の7第1項とあるのは、「厚生年金保険法」等の一部を改正する法律（昭和55年法律 第82号）附則第9条及び第14条の規定による読み替え後の法第46条第1項又は、第46条の7第1項」とする。

2 昭和55年5月以前の月に係る日豊通信工業厚生年金基金の規約による給付であって、同年6月1日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。

(掛金に関する経過措置)

第4条 昭和55年9月以前の月に係る掛金の額は、なお従前の例による。

附 則

(基準基本給の一律1.1倍化に伴う変更)

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、昭和56年10月1日から適用する。ただし、別表2、別表3、別表6、及び別表7は昭和56年5月21日から適用する。

(給付に係わる経過措置)

第2条 昭和56年5月21日において、この基金の変更前の規約に基づく給付を受ける権利を有する者の給付については、なお従前の例による。

(掛金に係わる経過措置)

第3条 昭和56年9月以前の月分に係る掛金の徴収については、なお従前の例による。

附 則

(給付改善に伴う変更)

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、昭和56年9月21日から適用する。ただし、第74条及び第75条については、昭和56年10月1日から適用する。

(給付に関する経過措置)

第2条 昭和56年9月21日前において、変更前の規約による給付を受ける権利を有する者の給付については、なお従前の例による。

(掛金に関する経過措置)

第3条 昭和56年9月以前の月分に係る掛金の徴収については、なお従前の例による。

附 則
(設立事業所編入に伴う変更)

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、昭和56年11月12日から適用する。(加算適用加入員に関する特例)

第2条 昭和56年11月12日において加入員の資格を取得した者のうち、テレコム機器株式会社(以下「編入会社」という。)の社員で、25歳に達した日の属する月以降最初に到来する10月を経過していた者については、第37条の規定にかかわらず、昭和56年11月12日に加算適用加入員となるものとする。

附 則
(第2回財政再計算に伴う委託金融機関および委託割合の変更)

この規約は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則
(第2回財政再計算に伴う変更)

(施行期日)

第1条 この規約は、昭和58年4月1日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 昭和58年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例(掛金率及び負担割合)による。

附 則
(設立事業所廃止に伴う変更)

この規約は、認可の日から施行し、昭和58年8月1日から適用する。

附 則
(給付改善に伴う変更)

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、昭和58年9月21日から適用する。ただし、第74条及び第75条については、昭和58年10月1日から適用する。

(給付に関する経過措置)

第2条 昭和58年9月21日前において、変更前の規約による給付を受ける権利を有する者の給付については、なお従前の例による。

(掛金に関する経過措置)

第3条 昭和58年9月以前の月分に係る掛金の徴収については、なお従前の例による。

附 則
(法改に伴う変更)

(施行期日)

第1条 この規約は、昭和60年10月1日から施行する。

(標準給与に関する経過措置)

第2条 昭和60年10月1日前にこの基金の加入員の資格を取得して、同日まで引き続き加入員の資格を有する者のうち、同年7月1日から同年9月30日までの間に加入員の資格を取得した者又は法第23条第1項の規定の例により同年8月若しくは同年9月から標準給与が改定された者であって、同年同月の標準給与の月額が64,000円以下であるもの又は410,000円であるもの(当該標準給与の月額的基础となった給与の月額が425,000円未満であるものを除く。)の標準給与は、当該標準給与の月額的基础となった給与の月額を国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)による改正後の厚生年金保険法第20条の規定の例により標準給与の基礎となる給与月額とみなして改定する。

2 前項の規定により改定された標準給与は、昭和60年10月から昭和61年9月までの各月の標準給与とする。

(掛金に関する経過措置)

第3条 昭和60年9月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則
(給付改善に伴う変更)

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、昭和60年9月21日から適用する。
ただし、第74条及び第75条については、昭和60年10月1日から適用する。

(給付に関する経過措置)

第2条 昭和60年9月21日において、現に変更前の規約による給付を受ける権利を有する者の給付については、なお従前の例による。

(掛金に関する経過措置)

第3条 昭和60年9月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則

(年金額の端数処理に伴う変更)

(施行期日)

第1条 この規約は、昭和61年4月1日から施行する。

(端数処理に関する経過措置)

第2条 この基金が給付する年金たる権利の裁定及び給付の額を改定する場合であって、昭和61年4月1日の属する月前の月分の権利の裁定及び給付の額の改定の方法については、なお従前の例による。

附 則

(法改に伴う変更)

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。(加入員の資格に関する経過措置)

第2条 大正10年4月1日以前に生まれた者であって、昭和61年3月31日において、この基金の加入員であった者(昭和61年4月1日に変更後の規約第39条の規定により当該加入員の資格を喪失する者を除く。)は、昭和61年4月1日に、当該加入員の資格を喪失する。

(代議員及び役員の資格に関する経過措置)

第3条 この基金の代議員及び役員の資格については、昭和63年3月31日(同日において現にこの基金の代議員又は役員である者については、その任期が終了する日)までの間、変更後の規約第6条及び第8条第1項中「加入員」とあるのは「加入員(昭和63年3月31日までの間に変更後の規約第39条第5号に該当することにより加入員の資格を喪失した者及び前条の規定により加入員の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失したときから引き続き設立事業所に使用されているものを含む。)」とする。

(給付に関する経過措置)

第4条 大正15年4月1日以前に生まれた者及び昭和61年4月1日前に支給事由の生じた国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「改正法」という。)第3条の規定による改正前の厚生年金保険法による老齢年金、改正法第5条の規定による改正前の船員保険法による老齢年金若しくは施行日の前日において法律によって組織された共済組合が支給する退職年金(同日においてその受給権者が55歳に達しているものに限る。)若しくは

は減額退職年金（同日においてその受給権者が55歳に達しているものに限る。）の受給権者については、変更後の規約第48条第1項、第52条、第54条、第57条、第64条及び第66条の規定を適用せず、変更前の規約第48条第1項、第52条、第54条（第3号及び第4号を除く。）、第57条、第64条（第1項第3号及び第4号を除く。）及び第66条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同規約第57条第4項及び第66条第4項中「法第46条第1項又は第46条の7第1項」とあるのは、「法附則第11条」と読み替えるものとする。ただし、改正前の厚生年金保険法による通算老齢年金及び特例老齢年金の受給権者の退職年金の支払期日については、昭和61年12月31日までの間は、変更前の規約第51条の規定は、なおその効力を有する。

2 この基金が支給する年金たる給付であって、昭和61年4月1日前に支給事由の生じたもの（前項に規定する者に支給するものを含む。）については、前項及び次条の規定を適用する場合を除き、なお従前の例による。

3 昭和61年4月1日前にこの基金が支給する年金たる給付の受給権を得た後、再びこの基金の加入員となった者に係る年金たる給付の額を昭和61年4月1日以後に改定又は裁定する場合には、前項の規定にかかわらず、変更後の規約第48条第1項の規定によって得た額とする。ただし、その額が従前の当該年金給付の額に満たないときは、これを従前の当該年金給付の額に相当する額とする。

（年金給付の費用の負担に関する経過措置）

第5条 この基金が支給する年金たる給付のうち昭和61年4月1日の属する月前の月分の給付の費用の負担については、なお従前の例による。

（業務の委託に関する経過措置）

第6条 この基金が変更前の規約第84条により委託する業務のうち、国庫負担金に関する事務については、当該事務が存する間にあっては、変更後の規約第84条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

（第3回財政再計算に伴う加算部分の掛金率の変更及び法改に伴う変更）

（施行期日）

第1条 この規約は、昭和63年4月1日から施行する。

（掛金に関する経過措置）

第2条 昭和63年3月以前の月分に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則

（業務委託割合の変更）

この規約は、認可の日から施行し、昭和64年1月1日から適用する。

附 則
(法改に伴う変更)

この規約は、認可の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則
(標準給与に関する経過措置)

(施行期日)

第1条 この規約は、許可の日から施行し、平成2年2月1日から適用する。ただし、次条については、平成元年12月1日から適用する。

(標準給与に関する経過措置)

第2条 平成元年12月1日まえにこの基金の加入員の資格を取得し、同日まで引き続き加入員の資格を有する者であつて、平成元年11月の標準給与の月額が76,000円以下であるもの又は470,000円であるもの(当該標準給与の月額的基础となった給与月額が485,000円未満であるものを除く。)の標準給与は、当該標準給与の月額的基础となった給与の月額を国民年金法等の一部を改正する法律(平成元年法律第86号)による改正後の厚生年金保険法第20条の規定の例による標準給与の基礎となる給与月額とみなして改定する。

2 前項の規定により改定された標準給与は、平成元年12月から平成2年9月までの各月の標準給与とする。

附 則
(設立事業所の名称及び所在地の変更)

この規約は、平成3年6月1日から適用する。

附 則
(認定の申請にともなう変更)

この規約は、認可の日から施行し、平成4年6月26日から適用する。

附 則
(設立事業所の編入)

この規約は、認可の日から施行し、平成6年6月1日から適用する。

附 則
(法改に伴う変更)

(施行期日)

第1条 この規約は、平成6年11月11日から施行し、平成6年11月1日から適用する。

(標準給与に関する経過措置)

第2条 平成6年11月1日前にこの基金の加入員の資格を取得し、同日まで引き続き加入員の資格を有する者であつて、平成6年10月の標準給与の月額が86,000円以下であるもの又は530,000円であるもの(当該標準給与の月額的基础となった給与の月額が、545,000円未満であるものを除く。)の標準給与は、当該標準給与の月額的基础となった給与の月額を国民年金法等の一部を改正する法律(平成6年法律第95号)による改正後の厚生年金保険法第20条の規定の例により標準給与の基礎となる給与月額とみなして改正する。

2 前項の規定により改正された標準給与は、平成6年11月から平成7年9月までの各月の標準給与とする。

第3条 平成6年10月以前の月に係る掛金については、なお従前の例(掛金率及び負担割合)による。

附 則
(法改に伴う変更)

(施行期日)

第1条 この規約は、平成7年4月1日から施行する。

(支給停止に関する経過措置)

第2条 この規約による改正後の日立テレコムテクノロジー厚生年金基金規約(以下「改正後基金規約」という。)の退職年金(以下「退職年金等」という。)の受給権者(昭和10年4月1日以前に生まれた者に限る。)については、その者が加入員である日が属する月において、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額を超えるときは、改正後の基金規約第57条、第66条の規定は適用せず、この規約における改正前の日立テレコムテクノロジー厚生年金基金規約(以下「改正前の基金規約」という。)第57条、第66条の規定は、なおその効力を有する。

(1) 当該退職年金等の額につき改正後の基金規約第57条第4項、第66条第4項の規定を適用して計算した場合におけるその支給が停止される部分の額

(2) 当該退職年金等の額につき改正前の基金規約第57条第4項、第66条第4項の規定を適用して計算した場合におけるその支給が停止される部分の額

第3条 平成7年4月1日前において改正前の基金規約の退職年金等の受給権を有していた者については、その者が加入員である日が属する月において、前条第1号に掲げる額が同条第2号に掲げる額を超えるときは、改正後の基金規約第57条、第66条の規定は適用せず、改正前の基金規約第57条、第66条の規定は、なおその効力を有する。

附 則
(法改に伴う変更)

(施行期日)

第1条 この規約は、平成7年4月1日から施行する。

附 則
(育児休業等に関する法律の題名改正等に伴う変更)

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成7年10月1日から適用する。

附 則
(法改に伴う掛金率の変更)

(施行期日)

第1条 この規約は、平成8年4月1日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成8年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例（掛金率及び負担割合）による。

附 則
(法改に伴う変更)

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則
(設立事業所の所在地の変更)

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成8年5月7日から適用する。

第2条

附 則
(不足金解消・評価損償却に伴う変更)

(施行期日)

第1条 この規約は、平成9年4月1日から施行する。

(特例掛金)

第2条 この基金は、第74条に規定する掛金のほか、財政の安定化を図ることを目的として、規約に基づく給付に要する費用に充てるため、当分の間、加算適用加入員の資格を取得した

月からその資格を喪失した月の前日までの各月につき、特例掛金を徴収する。

2 前項の特例掛金の額は、加算適用加入員の基準基本給に1000分の140を乗じて得た額とする。

3 第1項の特例掛金は、事業主が全額負担する。

(移行に伴う評価損の償却のための特別掛金)

第3条 この基金は、第74条に規定する掛金のほか、財政の安定化を図ることを目的として移行に伴う評価損を償却し、規約に基づく給付に要する費用に充てるため、当分の間、加算適用加入員の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までの各月につき、特別掛金を徴収する。

2 前項の特別掛金の額は、加算適用加入員の基準基本給に1000分の49を乗じて得た額とする。

3 第1項の特別掛金は、事業主が全額負担する。

(掛金に関する経過措置)

第4条 平成9年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則

(法改に伴う変更)

第1条 この規約は、平成9年10月20日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則

(委託割合の変更)

(施行期日)

第1条 この規約は、平成9年11月1日から施行する。

(給付費等の負担割合に関する経過措置)

第2条 この規約変更の施行期日に属する年度について改正後の第83条の規定を適用する場合においては、同条第3項第1号中「当該契約に係る前事業年度の1月末日における資産割合」とあるのは「別表11」と、同条第4項中「当該契約に係る前事業年度の1月末日における資産割合」とあるのは「別表11」とする。

附 則

(法改に伴う変更)

この規約は、平成10年2月10日から施行し、平成9年12月25日から適用する。

附 則
(法改に伴う変更)

(施行期日)

第1条 この規約は、許可の日から施行する。

(最低保全給付から控除する過去勤務債務の未償却分に相当する給付額)

第2条 第96条3に定める加入員である者の最低保全給付は、次の各号に定める場合に生じた過去勤務債務の未償却分に相当する給付額を控除したものとする。

- (1) 給付の算定基礎に基金設立前の期間を含めた場合
- (2) 給付改善した場合

附 則
(財政再計算に伴う変更)

(施行期日)

第1条 この規約は、平成10年4月1日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成10年3月以前の月に係る掛金については、なおも従前の例による。

(特例掛金等の廃止)

第3条 平成9年4月1日施行の附則に定めた特例掛金及び移行に伴う評価損の償却のための特別掛金は廃止する。

附 則
(法改に伴う変更)

この規約は、平成10年4月1日から施行する。

附 則
(予算届出の件)

この規約は、平成11年4月1日から施行し、平成10年10月14日から適用する。

附 則
(委託割合及び法改に伴う変更)

(施行期日)

第1条 この規約は、平成11年3月1日から施行する。

(厚生年金保険法改正に伴う経過措置)

第2条 平成11年3月1日以降平成11年3月31日までの間は、第83条第1項中「法第130条の2第1項」とあるのは「法第130条の2第1項および第2項」と、第83条第6項中「基金令第30条の2」とあるのは「基金令第30条の6」とそれぞれ読み替えるも

のとする。

附 則

(加算部分予定利率の変更及び年金給付の引き下げ)

(施行期日)

第1条 この規約は、許可の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

(給付に関する経過措置)

第2条 平成11年4月1日前において、この規約の変更前の規約による給付を受ける権利を有する者に係る給付については、なお従前の例による。

2 この規約変更の適用日から平成12年3月20日までの間については、改正後の別表10中58歳、59歳および60歳以上の率を適用する場合においては、附則別表に掲げる率を適用する。

附則別表

年 齢	率
58	11.9361
59	12.4851
60歳以上	13.0595

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成11年4月以前の月分に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則

(雇用保険との併給調整及び評価損償却特別掛金)

(施行期日)

第1条 この規約は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

(育児休業掛金免除の件)

この規約は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

(運用管理規程制定に伴う変更)

この規約は、平成11年10月1日から施行する。

附 則
(評価損償却特別掛金の弾力償却)

(施行期日)

第1条 この規約は、平成11年10月1日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成11年9月以前の月に係る掛金（掛金率及び負担割合）については、なお従前の例による。

附 則
(生存に関する届書の提出の件)

この規約は、平成12年2月22日から施行し、平成11年12月1日から適用する。

附 則
(基本部分支給乗率引下)

(施行期日)

第1条 この規約は、平成12年4月1日から施行する。

(年金額に関する経過措置)

第2条 平成12年4月1日前においてこの規約による改正前の基金規約の退職年金の受給権を有していた者に支給する当該退職年金の額については、なお従前の例による。

2 平成12年3月以前の月に係るこの規約による改正前の基金規約による退職年金であって、同年4月1日においてまだ支給されていないものについては、なお従前の例による。

附 則
(育児休業者の普通掛金免除)

(施行期日)

第1条 この規約は、平成12年4月1日から施行する。

(育児休業期間中の者の経過措置)

第2条 平成12年4月1日前にこの規約による改正前の第75条の2の規定に基づく申出をした者であって、同月末日以後に育児休業が終了するものについては、同月1日にこの規約による改正後の第75条の2の規定に基づく申出があったものとみなして、同条の規定を適用する。

(掛金に関する経過措置)

第3条 平成12年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則
(学識経験監事の廃止)

(施行期日)

第1条 この規約は、平成12年9月21日から施行する。

(監事に関する経過措置)

第2条 この規約の施行日現在この基金の監事である者については、この規約による監事が選挙されるまで、引き続きこの基金の監事とし、この規約による変更前の日立テレコムテクノロジー厚生年金基金規約に基づきその職務を行う。

附 則
(法改に伴う変更)

この規約は、平成12年9月21日から施行し、平成12年6月1日から適用する。

附 則
(標準給与に関する経過措置)

(施行期日)

第1条 この規約は、平成12年10月1日から施行する。

(標準給与に関する経過措置)

第2条 平成12年10月1日前にこの基金の資格を取得して、同日まで引き続き加入員の資格を有する者のうち、同年7月1日から同年9月30日までの間に加入員の資格を取得した者又は法第23条第1項の規定の例により同年8月若しくは同年9月から標準給与が改定された者であって、同年9月の標準給与の月額が92,000円又は590,000円であるもの(当該標準給与の月額の基礎となった給与の月額が605,000円未満であるものを除く。)の標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となった給与月額を国民年金法等の一部を改正する法律(平成12年法律第18号)第4条による改正後の厚生年金保険法第20条の規定の例により標準給与の基礎となる給与月額とみなして改定する。

2 前項の規定により改定された標準給与は、平成12年10月から平成13年9月までの各月の標準給与とする。

附 則
(厚生年金保険加入年令70歳引上げに伴う変更)

(施行期日)

第1条 この規約は、平成14年4月1日から施行する。

(加入員の資格に関する経過措置)

第2条 昭和7年4月2日以後に生まれた者であり、かつ平成14年3月31日においてこの基金の設立事業所に使用される被保険者(加入員である者を除く。)であって、同年4月1日において引き続き当該設立事業所に使用される者は、同日に加入員の資格を取得する。

(給付に関する経過措置)

第3条 平成14年4月1日において、この規約による変更前の基金規約に基づき退職年金の給付を受ける権利を有する者の給付については、なお従前の例による。

附 則

(公告の方法の変更)

この規約は平成14年9月19日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

(業務の委託の変更)

この規約は平成14年9月19日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

(業務概況の周知)

この規約は平成14年9月19日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

(脱退事業所に係る特別掛金)

第8条の3 この基金は、この基金の設立事業所が任意脱退または営業譲渡により設立事業所でなくなったとき(設立事業所でなくなった事業主の権利義務を継承する事業主が、引き続きこの基金の設立事業所の事業主として存続する場合を除く。)は、当該設立事業所(以下「脱退事業所」という。)の事業主から、脱退事業所に係る次の各号に掲げる債務を特別掛金として徴収するものとし、設立事業所でなくなった日(以下「脱退日」という。)の属する月の前月末日までに納入の告知を行う。

- (1) 特別掛金収入現価
- (2) 繰越不足金
- (3) 評価損償却掛金収入現価
- (4) 資産評価調整加算額
- (5) 資産勘定に計上された特例調整金

2 前項に定める特別掛金の額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 前項第1号に定める債務

脱退日の属する月の前々月末日における脱退事業所に係る加算適用加入員の基準基本給に附則第8条に定める特別掛金率を乗じて得た額に、脱退日の属する月(脱退日が月末の場合はその翌月)から平成34年3月までの期間に応じ附則別表に定める率を乗じて得た額。

- (2) 前項第2号に定める債務

脱退日の直前の決算時(脱退日の属する月が1月から9月までの場合は前年3月末日、10月から12月までの場合は同年3月末日とする。以下同じ。)における繰越不足金に、

脱退日の直前の決算時におけるこの基金の標準給与月額総額に対する脱退事業所の加入員に係る標準給与月額の割合（以下「拠出率」という。）を乗じて得た額。

(3) 前項第3号に定める債務

脱退日の属する月の前々月末日における脱退事業所に係る加算適用加入員の基準基本給に附則第8条の2に定める評価損償却特別掛金率を乗じて得た額に、脱退日の属する月（脱退日が月末の場合はその翌日）から平成14年11月までの期間に応じ附則別表に定める率を乗じて得た額。

(4) 前項第5号に定める債務

脱退日の直前の決算時における資産評価調整加算額に、同日における拠出率を乗じて得た額。

(5) 前項第6号に定める債務

脱退日の直前の決算時における資産勘定に計上された特例調整金に、同日における拠出率を乗じて得た額。

- 3 脱退事業所の事業主は、第1項の規定により納入の告知をされた特別掛金について、脱退日の属する月の翌月末日までに、この基金に納付しなければならない。

附則別表

未償却期間	率
0	0.0000
1	11.7182
2	22.9318
3	33.6625
4	43.9312
5	53.7576
6	63.1609
7	72.1593
8	80.7701
9	89.0102
10	96.8955
11	104.4411
12	111.6619
13	118.5717
14	125.1839
15	131.5115
16	137.5665
17	143.3608
18	148.9056
19	154.2116
20	159.2891

(注) A年Bヶ月の場合の率(少数点以下第5位

四捨五入) = A年の率 + {(A+1)年の率 - A年の率} × B / 12

附 則

この規約は、認可の日から施行する。

附 則

(基金解散時の一括掛金)

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行する。

(解散前不足見込額及び解散時不足額に関する経過措置)

第2条 第96条の6及び第96条の7の規定の適用については、当分の間、当該条項中「最低積立基準額」とあるのは「最低責任準備金」とする。

附 則

(設立事業者の名称変更)

この規約は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

(基金名称の変更)

この規約は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

(将来期間の代行部分の支給義務の停止)

(施行期日)

第1条 この規約は認可の日から施行する。

(給付に関する経過措置)

第3条 退職年金の受給権者が次の各号のいずれかに該当する場合、当該基金の受給権者に支給する年金の額は、この規約による改正後の日立コミュニケーションテクノロジー厚生年金基金規約（以下「改正後の規約」という。）に基づいて支給される年金額に、次項に規定する額を加算した額とする。ただし、その者が次の各号のいずれにも該当しなくなったときには、本条を適用せず、該当しなくなった月の翌月から、年金額を改定する。

- (1) 基金の受給権者が老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の受給権を有さない場合。
- (2) 基金の受給権者が障害厚生年金の受給権を有する場合であって、法第38条第1項の規定によりその者の老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の全部の支給が停止されている場合。
- (3) 基金の受給権者が遺族厚生年金の受給権を有する場合であって、法第38条第1項の規定によりその者の老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の全部の支給が停止されている場合。
- (4) 基金の受給権者が遺族厚生年金の受給権を有する場合であって、法第38条の2第1項の規定によりその者の老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の2分の1に相当する額の停止が解除されている場合

(5) 基金の受給権者が厚生年金保険の被保険者である場合

2 基金の受給権者が前項の各号のいずれかに該当する場合にその者の年金の額に加算する額は、次の各号に定める額とする。

(1) 前項第1号から第3号に該当する場合

この規約による改正前の日立コミュニケーションテクノロジー厚生年金基金規約（以下「改正前の基金規約」という。）を適用した場合に支給されることとなる年金の額から改正後の基金規約に基づいて支給される年金の額（連合会に上乗せ年金の支給義務を移転した者にあつては、当該上乗せ額を加算した額）を控除して得た額。

(2) 前項第4号に該当する場合

前号に規定する額の2分の1に相当する額。

(3) 前項第5号に該当する場合

次のアに掲げる額からイ及びウに掲げる額を控除した額。

ア 改正前の基金規約を適用した場合に支給されることとなる年金の額。

イ 改正後の基金規約に基づいて支給される年金額。

ウ 法附則第30条第1項の認可の日以後の加入員であつた期間の平均。

標準給与の月額1,000分の7.125（別表12の2の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。）に相当する額に、法附則第30条第1項の認可の日以後の加入員期間の月数を乗じて得た額に、当該受給権者が支給を受けている老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の額を当該受給権者が被保険者でなかったとした場合に支給されることとなる老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の額で除して得た率を乗じて得た額。

第3条 法附則第30条第1項の認可を受けた日前に既にその額が計算された退職年金を受ける権利を有する者に支給する当該退職年金については、なお従前の例による。

（退職年金の支給義務の承継に関する経過措置）

第4条 この基金は、法附則第30条第1項の認可の日の前日以前に中途脱退者となった者が再びこの基金の加入員となったときは、連合会からその者に係る退職年金の支給に関する義務（法第160条の2第3項の規定により連合会が年金給付の額を加算し又は一時金たる給付を支給するものとされている場合にあつては、当該加算額に係る年金給付及び当該一時金たる給付の支給に関する義務を含む。）を承継する。

2 この基金は、前項の規定により年金及び一時金の支給に関する義務を連合会から承継した場合には、当該中途脱退者に係る年金給付及び一時金たる給付の現価相当額の交付を請求するものとする。（掛金に関する経過措置）
第5条 法附則第30条第1項の認可を受けた日の前の月に係る掛金についてはなお従前の例（掛金率及び負担割合）による。

附 則

（財政再計算による掛金率変更）

（施行期日）

第1条 この規約は、平成15年4月1日から施行する。

（掛金に関する経過措置）

第2条 平成15年3月以前の月に係る掛金については、なお従来前の例（掛金率及び負担割合）による。

附 則

(生保第一特約の解約)

この規約は、認可の日から施行し、平成15年8月1日より適用する。

附 則

(設立事業所の減少)

この規約は、平成15年10月1日より施行する。

附則

(ポイント制度導入による基準基本給の名称変更)

この規約は、認定の日から施行平成16年4月1日から適用する。

別表 1

設立事業所の名称および所在地

名 称	所 在 地
(株)日立コミュニケーションテクノロジー	福島県郡山市
テレコム機器株式会社	福島県郡山市

別表 2

加算適用期間	率	加算適用期間	率
15年	2.398	26年	2.933
16	2.453	27	2.976
17	2.505	28	3.021
18	2.556	29	3.066
19	2.606	30	3.111
20	2.655	31	3.156
21	2.703	32	3.201
22	2.750	33	3.248
23	2.796	34	3.296
24	2.845	35	3.344
25	2.888		

(注) A年Bヵ月の場合の率(少数点以下第4位四捨五入)

$$= A \text{ 年の率} + \{ (A+1) \text{ 年の率} - A \text{ 年の率} \} \times B / 12$$

別表 3

加 算 適用期間	定 年	やむを得ない 事 由	自己都合	加 算 適用期間	自己都合
1年	0.813	0.202	0.157	16年	3.092
2	1.588	0.398	0.310	17	3.318
3	2.381	0.596	0.464	18	3.554
4	3.167	0.792	0.616	19	3.795
5	3.961	0.991	0.770	20	4.041
6	4.754	1.189	0.925	21	4.297
7	5.564	1.391	1.082	22	4.560
8	6.383	1.596	1.241	23	4.831
9	7.209	1.803	1.402	24	5.108
10	8.059	2.015	1.567	25	5.395
11	8.928	2.233	1.736		
12	9.803	2.451	1.907		
13	10.711	2.678	2.083		
14	11.635	2.910	2.263		
15	12.584	3.146	(2.447)		
			2.806		

(注1) A年Bヵ月の場合の率 (少数点以下第4位四捨五入)

$$= A \text{ 年の率} + \{ (A+1) \text{ 年の率} - A \text{ 年の率} \} \times B / 12$$

(注2) ()内の率は、加算適用期間14年超15年未満の率を算出する場合の(A+1)年の率に使用する。

別表 4

年齢	率	年齢	率
30歳	0. 2827	46歳	0. 1398
31	0. 2705	47	0. 1338
32	0. 2589	48	0. 1280
33	0. 2477	49	0. 1225
34	0. 2370	50	0. 1172
35	0. 2268	51	0. 1122
36	0. 2171	52	0. 1073
37	0. 2077	53	0. 1027
38	0. 1988	54	0. 0983
39	0. 1902	55	0. 0941
40	0. 1820	56	0. 0900
41	0. 1742	57	0. 0861
42	0. 1667	58	0. 0824
43	0. 1595	59	0. 0789
44	0. 1526	60	0. 0755
45	0. 1461		

(注) A歳Bカ月の場合の率(少数点以下第5位四捨五入)

$$= A \text{ 歳の率} + \{ (A+1) \text{ 歳の率} - A \text{ 歳の率} \} \times B / 12$$

別表 5

年 齢	率
5 6 歳	0.799
5 7	0.845
5 8	0.894
5 9	0.946
6 0	1.000

(注) A歳Bカ月の場合の率（少数点以下第4位四捨五入）
 $= A\text{歳の率} + \{ (A+1)\text{歳の率} - A\text{歳の率} \} \times B / 12$

別表 6

加算適用期間	定年	やむを得ない事由	自己都合
1 年	0.803	0.157	0.134
2	1.588	0.310	0.265
3	2.381	0.464	0.398
4	3.167	0.616	0.529
5	3.961	0.770	0.661
6	4.754	0.925	0.793
7	5.564	1.082	0.927
8	6.383	1.241	1.064
9	7.209	1.402	1.202
10	8.059	1.567	1.344

(注) A年Bカ月の場合の率（少数点以下第4位四捨五入）
 $= A\text{年の率} + \{ (A+1)\text{年の率} - A\text{年の率} \} \times B / 12$

別表 7

加算適用期間	率	加算適用期間	率
1 年	0.090	19	1.850
2	0.178	20	1.970
3	0.265	21	2.095
4	0.353	22	2.223
5	0.441	23	2.354
6	0.529	24	2.490
7	0.619	25	2.630
8	0.710	26	2.775
9	0.802	27	2.924
10	0.896	28	3.077
11	0.992	29	3.236
12	1.090	30	3.072
13	1.191	31	3.647
14	1.293	32	3.907
15	1.399	33	4.176
16	1.507	34	4.459
17	1.618	35	4.754
18	1.732		

(注) A年Bカ月の場合の率（少数点以下第4位四捨五入）
 $= A\text{年の率} + \{ (A+1)\text{年の率} - A\text{年の率} \} \times B / 12$

別表 8

年齢	率	年齢	率
30歳	3.5377	46歳	7.1545
31	3.6969	47	7.4765
32	3.8632	48	7.8129
33	4.0371	49	8.1645
34	4.2188	50	8.5319
35	4.4086	51	8.9158
36	4.6070	52	9.3170
37	4.8143	53	9.7363
38	5.0309	54	10.1744
39	5.2573	55	10.6323
40	5.4939	56	11.1107
41	5.7411	57	11.6107
42	5.9995	58	12.1332
43	6.2695	59	12.6792
44	6.5516	60	13.2497
45	6.8464		

(注) A歳Bカ月の場合の率（少数点以下第5位四捨五入）

$$= A \text{ 歳の率} + \{ (A+1) \text{ 歳の率} - A \text{ 歳の率} \} \times B / 12$$

別表 9

支給済期間	率	支給済期間	率
0 年	1 3 . 2 4 9 7	1 4 年	5 . 2 5 3 8
1	1 2 . 8 2 7 4	1 5	4 . 4 7 1 6
2	1 2 . 3 8 6 0	1 6	3 . 6 5 4 2
3	1 1 . 9 2 4 8	1 7	2 . 8 0 0 1
4	1 1 . 4 4 2 9	1 8	1 . 9 0 7 5
5	1 0 . 9 3 9 2	1 9	0 . 9 7 4 7
6	1 0 . 4 1 2 9	2 0	0
7	9 . 8 6 2 9		
8	9 . 2 8 8 1		
9	8 . 6 8 7 5		
1 0	8 . 0 5 9 8		
1 1	7 . 4 0 3 9		
1 2	6 . 7 1 8 5		
1 3	6 . 0 0 2 2		

(注) A 年 B ヲ月の場合の率 (小数点以下第 5 位四捨五入)

$$= A \text{ 年の率} + \{ (A + 1) \text{ 年の率} - A \text{ 年の率} \} \times B / 12$$

別表 10

年 齢	率
40歳	5.3685
41	5.6070
42	5.8579
43	6.1205
44	6.3965
45	6.6858
46	6.9882
47	7.3031
48	7.6346
49	7.9809
50	8.3445
51	8.7228
52	9.1210
53	9.5387
54	9.9739
55	10.4277
56	10.9342
57	11.4160
58	11.9165
59	12.4412
60歳以上	12.9894

(注) A歳Bヵ月の場合の率 (小数点以下第5位四捨五入)

$$= A\text{歳の率} + \{ (A+1)\text{歳の率} - A\text{歳の率} \} \times B / 12$$

別表 1 2

生 年 月 日 別 給 付 乗 率

昭和 2 年 4 月 1 日以前に生まれた者	1,000分の10.1
昭和 2 年 4 月 2 日から昭和 3 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1,000分の 9.96
昭和 3 年 4 月 2 日から昭和 4 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1,000分の 9.82
昭和 4 年 4 月 2 日から昭和 5 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1,000分の 9.68
昭和 5 年 4 月 2 日から昭和 6 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1,000分の 9.54
昭和 6 年 4 月 2 日から昭和 7 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1,000分の 9.41
昭和 7 年 4 月 2 日から昭和 8 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1,000分の 9.27
昭和 8 年 4 月 2 日から昭和 9 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1,000分の 9.14
昭和 9 年 4 月 2 日から昭和 10 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1,000分の 9.01
昭和 10 年 4 月 2 日から昭和 11 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1,000分の 8.89
昭和 11 年 4 月 2 日から昭和 12 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1,000分の 8.76
昭和 12 年 4 月 2 日から昭和 13 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1,000分の 8.64
昭和 13 年 4 月 2 日から昭和 14 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1,000分の 8.51
昭和 14 年 4 月 2 日から昭和 15 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1,000分の 8.39
昭和 15 年 4 月 2 日から昭和 16 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1,000分の 7.871
昭和 16 年 4 月 2 日から昭和 17 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1,000分の 7.757
昭和 17 年 4 月 2 日から昭和 18 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1,000分の 7.643
昭和 18 年 4 月 2 日から昭和 19 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1,000分の 7.539
昭和 19 年 4 月 2 日から昭和 20 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1,000分の 7.434
昭和 20 年 4 月 2 日から昭和 21 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1,000分の 7.330

別紙 12 の 2 生年月日別代行給付乗率

生 年 月 日	給 付 乗 率
昭和 2 年 4 月 1 日までに生まれた者	1000分の10.0
昭和 2 年 4 月 2 日から昭和 3 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000分の 9.86
昭和 3 年 4 月 2 日から昭和 4 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000分の 9.72
昭和 4 年 4 月 2 日から昭和 5 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000分の 9.58
昭和 5 年 4 月 2 日から昭和 6 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000分の 9.44
昭和 6 年 4 月 2 日から昭和 7 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000分の 9.31
昭和 7 年 4 月 2 日から昭和 8 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000分の 9.17
昭和 8 年 4 月 2 日から昭和 9 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000分の 9.04
昭和 9 年 4 月 2 日から昭和 10 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000分の 8.91
昭和 10 年 4 月 2 日から昭和 11 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000分の 8.79
昭和 11 年 4 月 2 日から昭和 12 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000分の 8.66
昭和 12 年 4 月 2 日から昭和 13 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000分の 8.54
昭和 13 年 4 月 2 日から昭和 14 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000分の 8.41
昭和 14 年 4 月 2 日から昭和 15 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000分の 8.29
昭和 15 年 4 月 2 日から昭和 16 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000分の 7.771
昭和 16 年 4 月 2 日から昭和 17 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000分の 7.657
昭和 17 年 4 月 2 日から昭和 18 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000分の 7.543
昭和 18 年 4 月 2 日から昭和 19 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000分の 7.439
昭和 19 年 4 月 2 日から昭和 20 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000分の 7.334
昭和 20 年 4 月 2 日から昭和 21 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	1000分の 7.230